

第1章

国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、海外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業は、同じ発明について、これまで以上に多数の国に出願するようになり、多数の特許庁でそれぞれ審査されるという状況が生じている。このような状況に対応するため、各国特許庁は特許審査ハイウェイの拡大、各特許庁間の審査関連情報の相互参照システムの進展等に取り組むことで、出願人の海外での早期権利化を支援すると共に、ワークシェアリングを進めている。これらの取組の結果として、各国特許庁が他庁の審査結果を参照して審査を行うケースが増加し、最初に行われた審査結果が重要視されるようになり、ユーザーに最初に出願する国（特許庁）として選ばれるための「制度間競争」が進んでいる。こうした状況の中、欧州における単一効特許制度と統一特許裁判所制度導入に向けた動きなどにみられるように、各国・地域は知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。

本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の知的財産制度における環境の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

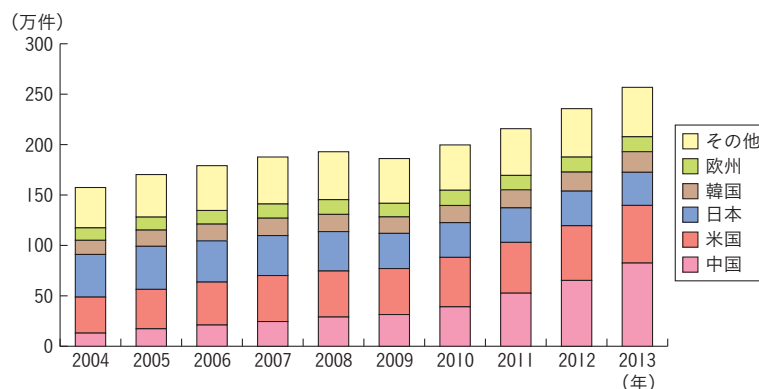
1 知的財産制度の環境変化

(1) 出願動向の変化とグローバル化

世界の特許出願件数は2004年から2013年までの10年間で1.6倍となっている。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2004年から2013年までの10年間で約10倍となっている。その結果、

2011年には、我が国及び米国を上回り世界1位の特許出願がなされ、2013年における中国の出願件数は世界全体の約3割以上を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2013年の特許出願件数は136万件であり、世界の特許出願件数257

3-1-1 図 世界の特許出願件数の推移



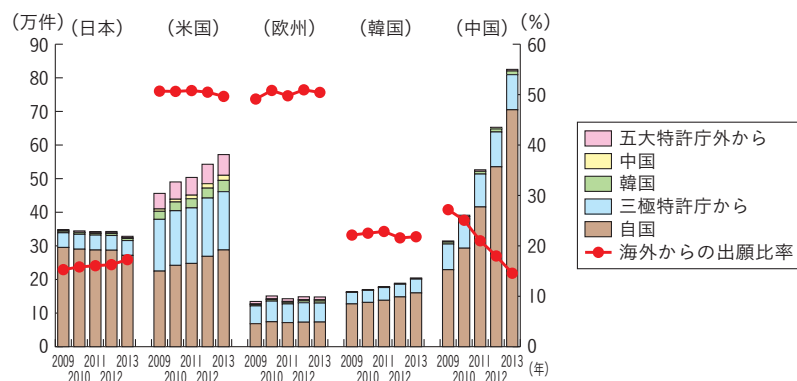
(備考) 各国・機関への特許出願件数を積み上げたもの。
(資料) WIPO IP Statistic Data Center を基に特許庁作成

万件の半数以上を占めるまでとなった。このことから、同じアジア圏の日中韓3か国での協力の重要性が増している。

国内出願（内国出願人による特許庁への出願）と海外からの出願（内国出願人以外の海外の出願人による特許庁への出願）の別で各

国特許庁の出願動向を見た場合、中国においては、国内出願件数は、2004年の6.6万件から2013年の70.5万件と10年間で約10倍、海外からの出願件数は、2004年の6.5万件から2013年の12万件と10年間で1.9倍であり、その増加は国内出願によって牽引され

3-1-2 図 五大特許庁への特許出願の状況

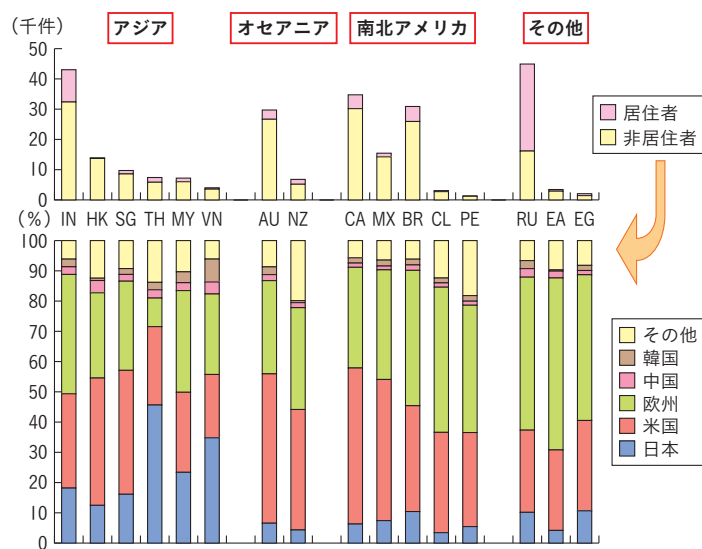


(備考)・「三極特許庁から」は、日米欧の地域からの出願を意味する。ただし自国は含まれない（例えば、「三極特許庁内から」日本特許庁への出願は「米国+欧州」から日本への出願を意味する）。
・「三極特許庁から」のうち、欧州からの件数は、各年末時点のEPC加盟国の居住者による出願件数。
・「五大特許庁外から」は、日米欧中韓以外の地域からの出願を意味する。

(資料)WIPO statistics database に基づき特許庁作成

3-1-3 図 五大特許庁以外の主な特許庁への出願状況

特許出願件数（上） 及び 外国出願人による特許出願の内訳（下）



(備考)・IN（インド）、HK（香港）、SG（シンガポール）、TH（タイ）、MY（マレーシア）、VN（ベトナム）、AU（オーストラリア）、NZ（ニュージーランド）、CA（カナダ）、MX（メキシコ）、BR（ブラジル）、CL（チリ）、PE（ペルー）、RU（ロシア）、EA（ユーラシア特許庁）、EG（エジプト）への2012年の出願件数に基づく。

・欧州による出願は、EPC加盟国からの出願。

・ユーラシア特許庁の居住者による出願（内国）は、EAPC（ユーラシア特許条約）加盟国からの出願。

(資料)・WIPO statistics database に基づき特許庁作成

ていることがわかる。2013 年における五大特許庁が受理した海外からの出願比率を見ると、日本・韓国・中国の特許庁では 17%～22%程度である一方、米国・欧州特許庁では約 50%となっている。五大特許庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。また、海外から受ける特許出願の件数としては、米国が依然として 1 位であり、世界の特許出願が米国に集まっている状況である。

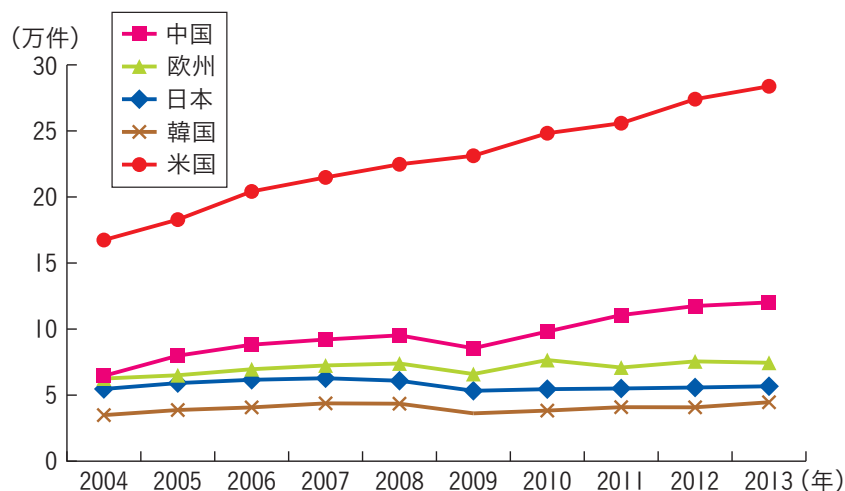
(2) 制度間競争

出願がグローバル化する中、特許審査ハイウェイ (PPH) のネットワークの拡大 (2015 年 5 月時点 34 か国)、特許協力条約、マドリッド協定議定書、ハーグ協定のジュネーブ改正協定を始めとする制度調和の進展等により、どの国に最初に出願するかについて、企業が国 (特許庁) を選ぶという戦略的行動は、今後、一層高まっていくと考えられる。

このような状況の中、欧州においては、単一効特許制度や統一特許裁判所制度の導入等を通じて制度の魅力を上昇させようという試みや、審査の重要インフラである特許技術の分類や情報システムの域外輸出の動きが目立っている。韓国においても、知財関連法の改正などの環境整備に取り組み、特許権の保護を強化することで特許ハブ国家としての土台作りが進められている。さらに、新興国のシンガポールにおいても、従来特許の実体審査を行っていなかったが、2012 年の特許法改正以来、実体審査能力の強化を進めており、アジアにおける知的財産の拠点となることを目指す「知的財産ハブ計画」を掲げて、急ピッチで制度整備を進めるなどの新しい動きもみられる。

このように、各国がグローバルな知財制度の中心となるべく、自国の知財制度がユーザーにとって魅力的になるよう整備を進めており、制度間の競争が繰り広げられている。

3-1-4 図 五大特許庁における海外からの特許出願件数の推移



(資料) WIPO IP Statistic Data Center を基に特許庁作成

(3) 標準必須特許を巡る動向

経済のグローバル化や製品のモジュール化等の進展に伴い、形状、互換性等に関する統一的なルール、すなわち標準規格の必要性が増している。このような状況の中、企業にとって特許発明を標準規格に組み込むことが、利益を獲得するための一手段として認識されてきていることから、標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須となる特許（標準必須特許）が増加している。

特許は、発明を独占実施し得る権利であって、独占を担保する直接的な手段として、差止請求権が認められている一方で、標準規格は、規格を誰でも利用可能にすることを目的に策定されるものである。そのため、標準規格を利用している者に対する標準必須特許に基づく権利行使について、制限する必要性があるとする意見と制限に慎重な意見との両方が存在する。

近年、特に情報通信技術の分野において、スマートフォン市場の拡大を背景として、特許権者が自己の標準必須特許について、標準化団体に対して公平、非差別かつ合理的な条件（FRAND 条件）によるライセンスの意思がある旨を宣言（FRAND 宣言）している特許に基づいて、差止請求権を行使する事例が発生している。

①各国における判決等

こうした事例に関する判決が各国において示され始めている。

我が国においては、サムスン社が保有するスマートフォンに関する特許（データ通信方式に関する標準規格を構成する、いわゆる「標準必須特許」であって、FRAND 宣言されたもの）に関し、サムスン社が当該特許権に基づいてアップル社の事業の差止等を求める訴訟が提起された。知的財産高等裁判所は

2014 年 5 月 16 日、FRAND 宣言された標準必須特許に基づく差止請求権の行使を無制限に許すことは、標準必須特許保有者に過度の保護を与え、特許発明に係る技術の幅広い利用を抑制させ、特許法の目的である「産業の発達」を阻害するとし、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対する当該差止請求権の行使は権利の濫用に該当し許されないとする判決¹を下した。

米国においては、モトローラ・モビリティ社の特許権をアップル社が侵害したとして、当該侵害行為の差止等を求める訴訟が提起された。侵害されたとする特許権にはモトローラ・モビリティ社が FRAND 宣言していた標準必須特許が含まれていた。2012 年 6 月 22 日のイリノイ州東部地区連邦地方裁判所の判決では、被疑侵害者が特許権者のライセンス提案を拒絶したとしても、それはその特許権者の提案以上のロイヤリティ支払いのリスクを被疑侵害者が負うことになるだけであり、特許権者は FRAND 条件でのライセンスを行う義務から免れられるわけではないと述べ、FRAND 宣言された標準必須特許に基づく差止は原則として認められないとの判断が示された。控訴後の 2014 年 4 月 25 日の連邦巡回区控訴裁判所における判決では、FRAND 宣言された標準必須特許について差止請求が原則として出来ないとする解釈は失当であること、イーベイ事件²の最高裁判決で衡平法上の原則に則って示された 4 要件³が満たされているか否かを考慮して、差止の是非が判断されるべきであることが示された。

欧州においても、モトローラ・モビリティ社によりアップル社に対する差止請求権の行使がなされた。2012 年 2 月 14 日、アップル社は欧州委員会に申告し、同年 4 月 2 日、欧州委員会が調査を開始した。2014 年 4 月 29 日、欧州委員会は、標準必須特許権者が

1. http://www.jp.courts.go.jp/hanrei/g_panel/

2. eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006)

3. イーベイ事件の最高裁判決で示された差止を認容するための 4 要件は、以下の通り。

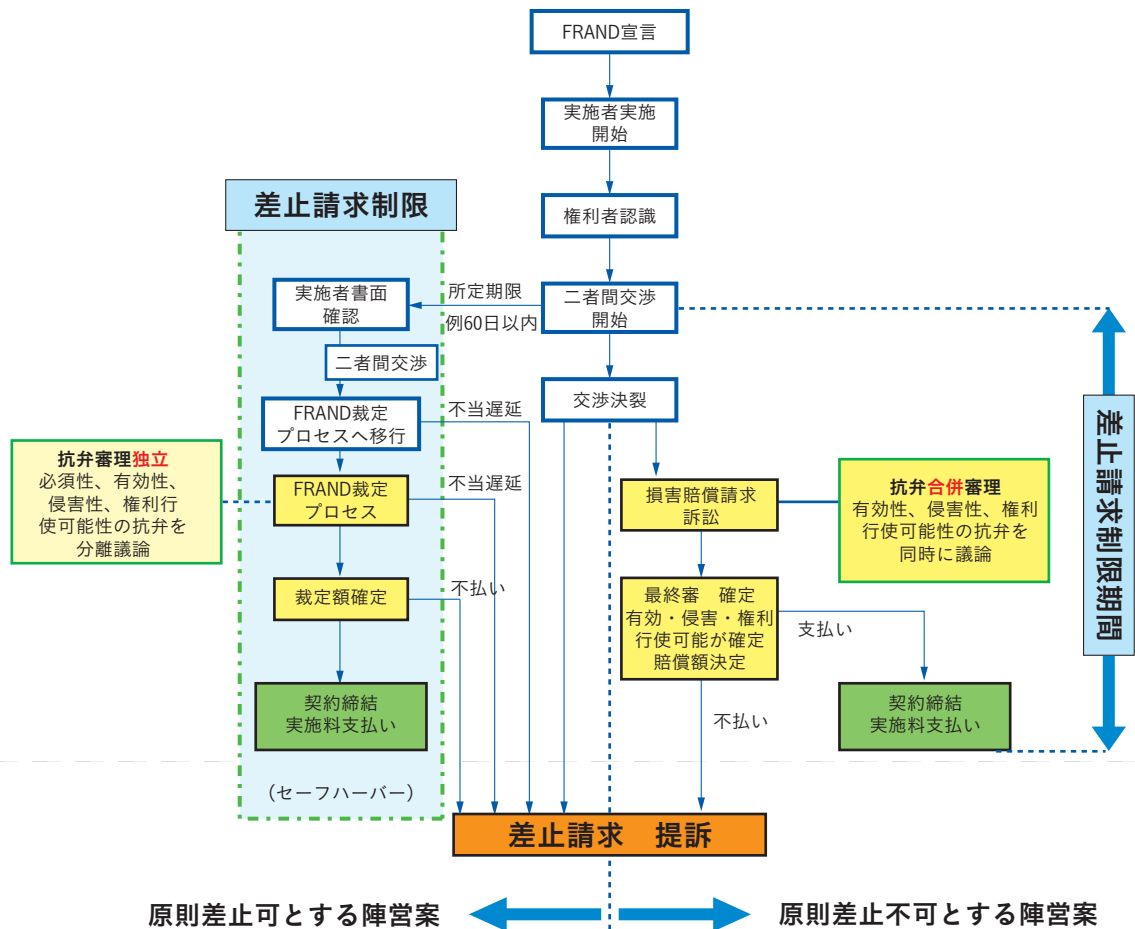
①その侵害行為によって、原告に回復不能の損害が発生していること

②金銭賠償では不十分であること

③原告・被告の負担のバランスを考慮すること

④公共の利益が差止によって害されないこと

3-1-5 図 標準必須特許に基づく差止を原則可とする陣営案と原則不可とする陣営案との比較



FRAND 宣言し、かつ、被疑侵害者がライセンスを進んで受けようとしている場合は、標準必須特許に基づく差止は、欧州連合の機能に関する条約 102 条が禁ずる市場の支配的な地位の濫用にあたると判断し、モトローラ・モビリティ社に対する当該行為の排除を命じた。

標準必須特許に基づく差止請求等の権利行使の制限に関する判決の数は、依然として多くない。そのため、今後示される判決により各国における当該制限に関する考え方が整理されていくと考えられる。

②標準化機関における議論

上記のような FRAND 宣言された標準必須特許に関わる問題の発生を未然に防ぐため、近年、標準化機関（標準規格を策定する機関）においてパテントポリシー（特許権の取扱いに関する規定）を改定しようとする動きがあ

る。

例えば、無線通信と電気通信分野における標準を扱う国連の標準化機関である国際電気通信連合（ITU）においては、標準必須特許に基づく差止が認められるか否かに関して、原則可とする陣営と原則不可とする陣営との間で活発な議論がなされている。

原則可とする陣営案では、差止が認められないのは、権利者により定義される要件¹を実施者が満たした場合のみとされている。これに対し、原則不可とする陣営案では、差止が認められるのは「裁定プロセス」（裁判又は相互に合意した仲裁）で決められた確定損害賠償額を実施者が支払わない場合等のみとされている。

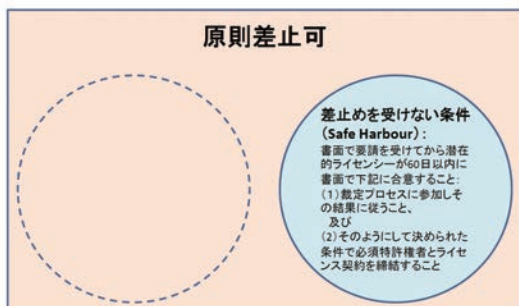
ITU 等の標準化機関における上記の議論は依然として決着を見ておらず、今後の行方が注目されている。

1. 守っていれば差止を受けないことが保証される一連の要件は、「セーフハーバー」と呼ばれている。

3-1-6 図

標準必須特許に基づく差止を原則可とする陣
営案の概念図

原則差止可、差止を受けない条件を限定的に明示

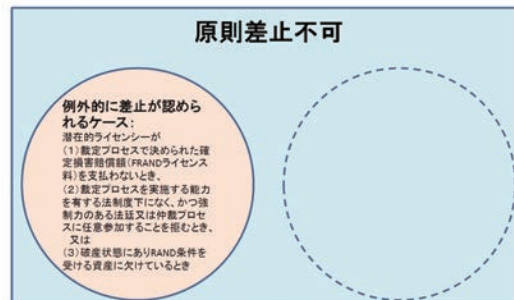


(裁定プロセスは侵害性、有効性、権利行使許容性及び必須性について言及不要…別途対応しても良い。)

3-1-7 図

標準必須特許に基づく差止を原則不可とする陣
営案の概念図

原則差止不可、例外的に差止が認められるケースを限定列挙



(裁定プロセスは侵害性、有効性、権利行使許容性及び必須性)についても解決しなければならない)

2 米国における動向

米国では、2014年の中間選挙で、共和党が圧勝し、上院・下院ともに共和党が多数党になった。これに伴い、上下院の司法委員会は、何れも特許制度改革を唱える Chuck Grassley 議員（共和党、アイオワ州）と Bob Goodlatte 議員（共和党、バージニア州）が委員長として率いることとなり、今後の特許制度改革の動向に注目が集まっている。

米国特許商標庁（USPTO）においては、2013年1月に前長官 David Kappos 氏が退任してから空席となっていた長官ポストに、副長官であった Michelle K. Lee 氏が2015年3月に着任した。同庁における歴史の中で女性長官は初めてである。

新体制となった USPTO は、特許の一時審査未着手件数の削減等に向けて人員・予算を積極的に増大させるとともに、品質向上に向けた新たな取組を打ち出している。

本節では、我が国との関係に加え、米国における近年の知的財産政策の動向及び USPTO の各種取組を紹介する。

(1) 我が国との関係

USPTO と我が国特許庁の間では、特許の分野において、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いている。さらに、USPTO と我が国特許庁（JPO）は、(i) 2015年8月1日から日米協働調査を開始すること、(ii) 2015年7月1日から、米国が受理した PCT 国際出願の一部について、国際調査・国際予備審査を我が国が行う（我が国による国際調査・国際予備審査の「管轄国」を米国に拡大する）こととしました。また、日米欧三極特許庁会合、日米欧中韓五大特許庁会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2012年から日米欧中韓の商標五庁の枠組み（TM5）による協力を実施している。

意匠の分野では、TM5 意匠セッションや意匠専門家による二国間会合を通じて意見交換を行ってきた。さらに、主要な実体審査国である両国の審査実務や運用に対する理解をより深め、より緊密な協力関係を築くべく、2013年4月に初の意匠審査官協議を開始した。また、日米欧中韓の意匠五庁による枠組み（ID5）の初回会合開催に向けた協力や意匠分類の協力が進められている。

(2) 近年の知的財産政策の動向

① 米国イノベーション戦略

米国では、オバマ大統領のイニシアティブの下、2009年に米国イノベーション戦略（「A Strategy for American Innovation」）を策定している。この戦略は、昨今の景気停滞からの回復や今後の持続的成長のためにはイノベーションが重要であるとして、米国の将来に向けたイノベーション推進のためのビジョンや戦略、政策を提示したものである。

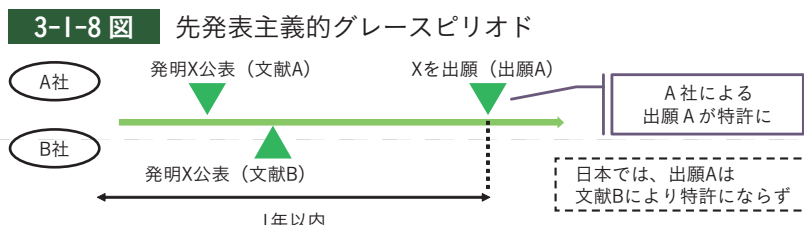
同戦略では、知的財産権に関し、海外市場における確実な知的財産保護の必要性や、米国技術の競争力を発揮するため、国際標準に対する協力の強化に言及している。また、同戦略では、特許に値しないものは拒絶する一方で、イノベティブなものには質の高い特許を付与することが必要であるとし、そのために必要なリソースや権限を USPTO に対し与えることを求めている。さらに、特許制度改革を大統領の公約の一つとして掲げている。

また、2011年に改訂された同戦略においても、特許制度改革の重要性を強調するとともに、知的財産権のエンフォースメントも重要であるとして、知的財産執行調整官（IPEC）による初の模倣品・海賊版対策に係る共同戦略プランの発表や、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）交渉について言及している。

②米国特許法改正

米国における特許制度は、先発明主義、限定的な出願公開制度、後願排除効の言語差別（いわゆる「ヒルマードクトリン¹」の問題）など、世界的にも特異な制度を有するものであったが、2011年の米国発明法（「アメリカ・インベンツ・アクト」）成立により、先願主義への移行、ヒルマードクトリンの撤廃、新たな行政上の特許取消手段（特許付与後レビュー）の導入など、大幅な制度改正を行った。

以下、主な改正項目について紹介する。



なお、先願主義への移行に先立って、USPTOは、2013年2月14日に先願主義に関する施行規則及び審査ガイドラインを公表した。

先願主義のルールが適用されるか否かは、それぞれのクレームが有する有効出願日で判断される。すなわち、全てのクレームの有効出願日が2013年3月16日以降の出願は、当然に先願主義のルールが適用されるが、2013年3月16日以前の出願であっても、2013年3月16日以降の米国出願に新規クレームが一つでも含まれている場合は、全てのクレームに対して先願主義のルールが適用されることになる。

そのため、2013年3月16日より前の優先日等を有する同日以降の出願等が、同日以降の有効出願日を有するクレームを含む場合は、その旨の書面を出願から4か月以内に提出することが規定された。

a. 先願主義の導入

(2013年3月16日施行)

- ・先行技術の範囲について、これまで公知・公用発明は米国内のみに限定されていたが、改正後は世界公知・公用まで拡大する。
- ・先願主義への移行に伴い、インターフェランス手続²を廃止し、真の発明者を決定する手続（「デリベーション手続」）を導入する。
- ・グレースピリオド³の規定は日欧と異なり、自身の発明開示後であって、自身の出願前に独自発明の第三者が同一発明を出願又は開示した場合であっても、自身の出願は当該第三者の出願又は開示による影響を受けない（いわゆる「先発表主義」）。

b. 後願排除効の言語差別（ヒルマードクトリン等）の撤廃

(2013年3月16日施行)

- ・後願排除効の言語差別（ヒルマードクトリン等）を規定していた条文が削除された。

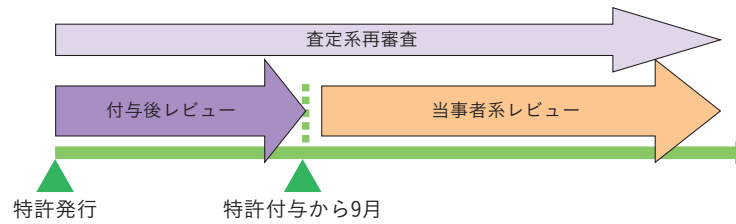
c. 特許付与後レビュー（post grant review）

(2012年9月16日施行)

- ・利害関係者であれば特許付与の日から9か月以内に特許の取消を申し立てることができる。
- ・ただし、ビジネス方法特許に関しては、特許付与後9か月以上を経た場合でも申立可能（法施行後8年間で廃止される（sunset条項））。
- ・請求理由としては、新規性、非自明性以外に、明細書記載要件（ベストモード要件は除く）についても申立が可能となる。
- ・レビュー開始要件は、「特許無効である可

1. 米国以外の国にした特許出願を基礎として優先権を主張して米国へ出願した場合、その出願に基づき後日同様の発明に関して米国に出願した他人に対し特許を与えないとする効果（後願排除効）は、その出願の米国への出願日から発生し、優先日まで遡らないとする判例に基づいた米国の法理。
2. 同一発明をクレームした出願人が複数いた場合に、先発明者を特定する先発明主義特有の制度。
3. 発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間。

3-1-9 図 特許付与後の手続の概要



能性が 50% より大きいこと（more likely than not）」である。

- ・レビューは、改正法で創設される特許審判部（「Patent Trial and Appeal Board」）により行われる。

なお、特許審判部は 2014 年 8 月 5 日に特許付与後レビューの申請を初めて受理した。

d. 当事者系レビュー（inter partes review） （2012 年 9 月 16 日施行）

- ・以前の当事者系再審査（inter partes reexamination）の名称を改めたもの。
- ・利害関係者であれば、申立は特許付与後 9 か月以降又は特許付与後レビューが終了した日のいずれか遅い日以降に特許の無効を申し立てることができる。
- ・請求理由としては、刊行物の提示による新規性、非自明性のみである。
- ・レビュー開始の認定要件は、特許無効であるという「reasonable likelihood（合理的蓋然性）¹」があることとされる。
- ・ただし、特許侵害訴訟の訴状受理後 1 年経過した場合、当該レビューは行われない。
- ・レビューは、改正法で創設される特許審判部（Patent Trial and Appeal Board）により行われる。

なお、当事者系レビューの申請件数は、2013 年度は 514 件だったのに対し、2014 年度は 1,310 件と倍以上に増加した。

e. 第三者による情報提供 （2012 年 9 月 16 日施行）

- ・USPTO に係属中の特許出願について、第三者による情報提供を認めることが法定化

される。

- ・提出できる期間は、特許査定前まで、又は出願公開から 6 月若しくは最初の拒絶の日のどちらか遅い方までとされる。

f. 補充審査制度

（2012 年 9 月 16 日施行）

- ・特許権者が、自己の保有する特許に影響を与えると考える情報を USPTO に提供し、補充審査を受けることができるようになる。
- ・特許権者のみが請求可能であり、また、陳述書の提出はできない。
- ・追加提出された情報が補充審査の結果、特許性に影響を与えないと判断された場合、当該情報は、後に提起された訴訟において不正行為（inequitable conduct）の証拠から除外される。

③米国発明法の修正法

（2013 年 1 月 14 日施行）

2013 年 1 月 14 日、オバマ大統領は、2011 年 9 月に成立した改正特許法を技術的に修正する法案に署名し、成立した。

今回成立した法律は、誤記と思われる部分の修正や改正特許法で明記されていなかった施行日を規定するなど、「技術的修正」となっている。

以下、法律の概要について紹介する。

a. 当事者系レビュー（inter partes review） 申請時期の拡大

米国発明法の規定では、当事者系レビューの申請は、特許付与後 9 か月を経過してからとされており、特許付与後 9 か月までは

1. 付与後レビューの開始要件である“more likely than not”よりも緩いものと解釈されている。

特許付与後レビュー（post grant review）にて対応することとされている。しかし、特許付与後レビューは対象出願が改正法適用出願（先願主義適用出願、2013年3月16日以降の出願）に限られているため、一次審査通知までの期間を考慮すると、当事者系レビューが施行された2012年9月16日以後数年間は、特許後9か月の空白が生じることとなっていた。

そこで、この法律ではその空白を無くすべく、旧法適用出願（先発明主義適用出願）に関しては、特許付与後9か月を経過しなくても、当事者系レビューが請求できると規定している。

b. 宣誓書等の提出期限の明確化

米国発明法の規定では、特許許可は、宣誓書、宣言書、代替陳述書、譲渡証明書を提出した場合に通知することができると定められていた。この法律では、当該書面は特許料金支払前に提出することを義務づけるように変更している。

c. 真の発明者を決定する手続（デリベーション手続）の申請期限の変更

米国発明法の規定では、真の発明者を決定する手続（デリベーション手続）を申し立てることができる期間は、冒認したクレームの出願の最初の公開日から1年とされていた。そして、この規定の文言上、冒認した発明をクレームせずに明細書に含めておき、当初クレームの公開後1年経過してから冒認した発明をクレームに追加した場合には、現行規定の対象外となる可能性があるとされていた。そこで、この法律では、真の発明者を決定する手続（デリベーション手続）の申立ては、冒認された発明がクレームされて特許または公開されてから1年以内に行わなければならないとしている。

d. 特許諮問委員会、商標諮問委員会

委員の任命に関する条項を修正し、12月1日からの3年間とすることや、欠員が出た

場合は90日以内に補充されること、そしてその補充で入った委員の任期は前任者の残り期間となること等を規定している。

e. USPTO 収入の使途の柔軟化

米国発明法の規定では、特許関係で徴収した料金は特許関係業務のみ、商標関係で徴収した料金は商標関連業務のみに費やすこととされていたが、この法律でその制限を撤廃した。

④ジュネーブ改正協定及び特許法条約実施法

2012年12月18日、オバマ大統領はジュネーブ改正協定及び特許法条約実施法案に署名し、同法が成立した。

a. ジュネーブ改正協定関連部分

意匠特許に関して、ジュネーブ改正協定の批准に向けて、権利の保護期間が14年から15年に延長されること等を規定している。また、ジュネーブ改正協定の実施のため、2015年4月2日、官報にて施行規則の最終版を公表した。

この施行規則改正案では、

- ・国際意匠出願の形式
 - ・USPTO への国際意匠出願
 - ・米国を指定した国際意匠出願の出願日に関する取扱い
 - ・米国を指定した国際意匠出願が国際公開された後の仮の保護
 - ・権利期間の取扱い
- 等が規定されている。

米国政府は、2015年2月13日に、ジュネーブ改正協定の批准書を世界知的所有権機関（WIPO）事務局長に寄託し、同年5月13日、ジュネーブ改正協定が米国で発効した。

b. 特許法条約関連部分

通常の特許に関して、特許請求の範囲の提出がなくても出願日を確保することや、先に提出された出願の引用を当該出願の明細書及び図面と置換すること、優先権の回復を認めること等が規定されている。また、特許法条

約実施のため、2013年10月21日、官報にて施行規則の最終版を公表した。

この施行規則案には、

- ・通常出願においてはクレームが無くても出願日の確保ができる（なお、これまでも仮出願においてはクレームが無くとも仮出願日は確保可能）
- ・過去の出願書類に追加する形態（by reference）で、クレーム等を所定期間内に補充することができる
- ・（所定期間内に手続きを取らなかったこと等により）取下げとなった（abandoned）出願や、維持年金の未払いが意図したものでない場合に当該出願や権利を回復できる
- ・優先権主張期間（12か月、意匠特許の場合は6か月）を経過した場合でも、それが意図されたものでない場合は、2か月以内であれば請願（petition）を提出することによって回復できる
- ・仮出願に関しても、上記同様、それが意図されたものでない場合は、2か月以内であれば請願（petition）を提出することによって回復できる
- ・特許期間の延長に関し、出願後8か月以内に（方式違反等によって）実体審査に入ることができない場合は、8か月以降（実体審査に入ることができるまでに）費やした期間分は、特許期間の延長分から削除される

等が述べられている。

⑤「2013年知的財産執行共同戦略計画」

2010年6月に初めて策定された知的財産執行共同戦略計画を改定するものとして、2013年知的財産執行共同戦略計画が公表された。これは、商務省、農務省、国防総省、司法省、国土安全保障省、米国通商代表部（USTR）、著作権局等の幅広い連邦機関の協力を得て策定されている。

2013年版共同戦略計画は、知的財産の侵害等が米国経済及び国際競争力に深刻な脅威をもたらすことから、知的財産の執行を強化するとの認識の下、

- ・米国の雇用創出
- ・米国企業の国際競争力の促進
- ・公衆衛生及び安全性の確保
- ・米国市民の権利の保全

を重視、さらに、

- ・特許訴訟制度の濫用
- ・海外政府による市場アクセスの制限
- ・新技術がもたらす問題（携帯端末のアプリケーション、3D印刷）

等を、今後の議論が必要な項目として挙げている。

その上で、次の6分野における具体的なアクションを定めている。

（i）連邦政府による模範指導

- ・政府調達サプライチェーンを模倣品から保護する。
- ・連邦政府が合法ソフトウェアを使用するようにする。

（ii）透明性と民間へのアウトリーチ

- ・知的財産政策の策定及び国際交渉における透明性を向上させる。
- ・法執行に関するステークホルダーとのコミュニケーションを向上させる。
- ・国際貿易委員会（ITC）による差止処分の執行手続を評価する。
- ・（他者の著作権物を利用する）作家（authors）に対して、公正使用（Fair Use）について教育する。
- ・公共における（知的財産権侵害行為についての）認識を向上させる。

（iii）効率性と連携の確保

- ・知的財産権を保護するための国家レベルでの執行の取組を向上させる。
- ・最先端技術と専門知識を活用し、執行の有効性を向上させる。
- ・海外駐在職員による効果を向上させる。
- ・海外諸国に対するキャパシティビルディング及びトレーニング活動を調整する。
- ・（小額訴訟の仲裁制度など）権利行使における（訴訟以外の）代替手段を検討する。

（iv）国際的権利執行

- ・海外の執行機関との連携を強化する。
- ・国際機関を通じた知的財産執行を強化す

る。

- ・通商政策を通じて、米国の知的財産執行を促進する。
- ・米国の知的財産権を侵害する海外又は海外によりコントロールされているウェブサイトに対抗する。
- ・ICANN において知的財産を保護する。
- ・海外市場における米国の小企業、中小企業をサポートする。

(v) サプライチェーンの保護

- ・国土安全保障省による国境における模倣品の特定に関する情報共有を拡大する。
- ・国際便や速達サービスを使って郵送される模倣品への対策を拡大する。
- ・インターネット上の知的財産侵害と違法医薬品を減少させるための自主的な取組を促進する。
- ・模倣医薬品・医療機器に対抗する。

(vi) データ重視型政府

- ・執行を改善することを目的とした法律改正の必要性を確認するため、国内法を包括的に見直す。
- ・知的財産を重視する産業界の経済効果を評価する。
- ・知的財産執行活動に費やした政府のリ

ソースを監督する。

⑥スペシャル 301 条¹ 報告書

米 国 通 商 代 表 部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) は 2014 年 4 月 30 日、「2014 年スペシャル 301 条報告書」(以下、「レポート」)を公表した。

本レポートは 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、外国貿易障壁報告書(NTE レポート)の公表から 30 日以内に発表される。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

2013 年優先国となったウクライナは、現在の政治的な状況に鑑み、2014 年 2 月 28 日時点での対応は見送りとなった。

また、中国・ロシアを含む 10 か国が「優先監視国」として指定され(2013 年と変更無し)、「監視国」は 27 か国(去年は 30 か国)が指定された。

3-1-10 図 スペシャル 301 条レポート指定国 (2014 年)

優先国	優先監視国	監視国	306 条監視国
ウ ク ラ イ ナ	アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、パキスタン、ロシア、タイ、ベネズエラ (10ヶ国)	バルバドス、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、フィンランド、ギリシア、グアテマラ、ジャマイカ、クウェート、レバノン、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ルーマニア、タジキスタン、トリニダードトバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム (27ヶ国)	中国、パラグアイ

国別レポートが多く、多くの国は 3 分の 1 ～ 1 頁程度の記述であるなかで、中国及びインドに関しては 6 ～ 7 頁にわたって詳細な記述がなされている。中国は商標法改正などにおいて改善がみられるとしながらも、知的財産権やトレードシークレットの保護が不十分とされ、その結果として知的財産権を多く含む商

品やサービスが低調であるとされている。なかでも、中国国内だけでなく中国外でも発生しているトレードシークレットの盗用については深刻な懸念を示している。

インドは、マドリッド協定議定書への加盟や著作権法の改正により、2013 年にわずかながら知的財産権保護について改善が見られ

1. 1974 年通商法 301 条 (貿易相手国の不正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項) の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル 301 条と呼ばれる。

たとしながらも、未だ多くのエリアで知的財産権の保護と執行に問題が見られるとしている。中でも、医薬特許の進歩性判断や強制実施権付与、医薬品のデータ保護に関しては約3頁を用いて深刻な懸念を示している。

監視国等の指定を2013年のレポートと比較すると、イスラエル、イタリア、フィリピンが監視国から除外された。

(3) 特許制度改革の動向

米国では、根拠のないデマンドレター（警告状）を大量に送り和解金を得るといった特許訴訟を悪用する者（いわゆる「パテントトロール」）による訴訟件数が増加し、大企業のみならず、小企業やエンドユーザーまでもが訴訟に巻き込まれ、さらに、訴訟において事業者側が証拠開示等によるコスト負担を一方的に強いられる事態が多発している。

大統領府の「National Economic Council」および「Council of Economic Advisers」が、2013年6月に発表した「Patent Assertion and U.S. Innovation¹」では、パテントトロールによる訴訟件数は、過去2年で3倍となり、知的財産侵害訴訟における割合も、29%（2010年）から62%（2012年）となったことが示され、パテントトロール対策として、

- ・新規性及び進歩性のハードルを高くし、明確な特許権とする。
- ・特許権者とその技術を使用する者との間の訴訟コスト不均衡を是正する。
- ・新しい技術や新しいビジネスモデルに対してイノベーションシステムの適合性向上を図る。

ことが重要であると指摘された。

これを受け、オバマ政権は、2013年6月4日、「White House Task Force on High-Tech Patent Issues²」と題した、パテントトロール対策を打ち出した。この中で「悪質な訴訟に関して、裁判所が、敗訴側に（勝訴側の）弁護士費用の負担を命じる裁量権を拡大

する」、「訴訟前に被疑侵害者に提示される要求書（デマンドレター）を公開し、検索可能とすることで、これの公開を動機付けし、透明性を高める」等の、議会における七つの立法提言と、「機能的クレームの制限」や「エンドユーザー支援」といった行政府における五つの対応が述べられている。

この立法提言を受け、米国議会では、第113議会において、複数の特許改革法案が提出された。中でも、下院司法委員長長のGoodlatte議員が上程した「Innovation Act³」（H.R.3309）は、以下に示すような事項を含むものであり、2013年12月5日に賛成325対反対91で下院本会議を通過したものの、上院では、訴訟費用の敗訴者負担など幾つかの項目で折り合わず、上院司法委員会での採決に至らなかった。

「Innovation Act」（H.R.3309）の概要

① 訴訟提起時のハードルを上げる

訴訟提起時に、侵害されている特許番号及びクレームを述べ、侵害している製品の製品番号等により製品を特定するとともに、その製品が特許クレームを侵害している内容等についての説明をする。

② 訴訟コストの敗訴者負担

裁判所は、例外的な状況にある場合等を除いて、当事者が本質的に正当な行動を取っていない場合に、敗訴者に対して合理的な費用や当該行動によって発生した費用を敗訴者に負担させる。敗訴者がその支払いができない場合、その関係者に負担を求めることができる。

③ 原告の利害関係者の併合

訴訟において特許権侵害を主張された当事者（被告）に、訴訟費用が支払われることが認められたが、原告がその支払いができない場合に、原告の利害関係者（親会社やライセンス関係にある会社等）の併合を被告が申立てた場合、裁判所はこれを認める。

1. https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/patent_report.pdf

2. <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/04/fact-sheet-white-house-task-force-high-tech-patent-issues>

3. <https://www.congress.gov/113/bills/hr3309/BILLS-113hr3309rfs.pdf>

④ディスカバリの制限

特殊な場合を除いて、クレーム解釈が決定するまでは、そのために必要なディスカバリのみに限定される。

⑤デマンドレター

根拠のないデマンドレターは故意侵害の証拠とはならない。

⑥利害関係者の開示

原告は、裁判所と米国特許商標庁(USPTO)、相手方に対して利害関係者を開示しなければならない。

⑦顧客に対する訴訟の中断

ある製品等の顧客が特許侵害訴訟の被告となっており、次の条件を満たした場合、申立てにより顧客に対する訴訟を中断する。

⑧ AIA(改正特許法)の改善と技術的修正

付与後レビュー(Post Grant Review、PGR)における禁反言(estoppel)条項の緩和、クレーム解釈を、USPTOの基準である「合理的に最も広く解釈(broadest reasonable interpretation)」するものから、裁判所の基準である「当業者が通常想起する意味として解釈」するものに変更する。

2015年に入り新たに第114議会が始まり、上下院双方で、特許制度改革法案が次々に上程された。下院では、2015年2月5日に、前議会で本会議を通過した「Innovation Act」(H.R. 9)が、修正無しで下院司法委員会にあらためて上程され、上院では、2015年3月3日にChris Coons上院議員(民主党デラウェア州)が、「Support Technology and Research for Our Nation's Growth (STRONG) Patents 法案¹⁾」(S. 632)を上院司法委員会に上程した。なお、「STRONG Patents 法案」は、特許付与後の手続(当事者レビュー(IPR)

および付与後レビュー(PGR))の改革や悪質なデマンドレターの制限を柱とするものであり、訴訟費用負担条項は含まれていない。

さらに、今後も複数の法案が上程される予定である。

(4)USPTOの取組

他方、行政府に対する提言を受け、USPTOでは、審査のスピードに加え、新たに品質向上を目標に掲げ、様々な取組を行っている。

① 2014-2018年度にわたる次期戦略計画

2014年3月、USPTOは、2014～2018年度にわたる次期5か年戦略計画(FY2014-2018 Strategic Plan)を発表した。

公表された戦略計画は、2014年2月20日にオバマ政権が出したパテントトロール対策の拡充の指示を踏まえ、啓発活動関連がより充実したものとなった。近年の特許審査官の大幅増員等によりバックログ数が減少に転じたこと、制度変更による特許審判部の負荷の増大等を受けて、従来の特許審査待ち案件数の減少に主眼を置いたものから、(i)ワークシェアリングの増大や審査処理能力の向上も目標としつつも、特許審査に要する処理期間を最適化する、(ii)適時性と高品質を提供するために特許審判部(PTAB)を増強する方向となっている。また、ITシステムに関しては、従来の目標と大差はないが、旧来のシステムも安定化(stabilize)させて用いている。さらに、グローバルな知財保護、執行に関しては、明確に中国を特定し、同国での知財保護、執行を改善することとしている。戦略項目の具体的内容は以下のとおりである。

1. <https://www.congress.gov/114/bills/s632/BILLS-114s632is.pdf>

3-1-11 図 戦略項目の内容

戦略目標 1	特許の質及び適時性の最適化
目標 1	処理期間の最適化 ・出願人等と協働し、望まれている処理期間を改善する 等
目標 2	処理期間の最適化に向けた審査処理能力の向上 ・新規審査官の採用 ・新技術に対応した研修 等
目標 3	国際協力とワークシェアリングの増大 ・共通特許分類（CPC）やグローバルドシエの実行 ・特許審査ハイウェイ（PPH）や PCT の活用によるワークシェアリングの拡大 等
目標 4	特許の質の向上 ・特許の質についてのデータの活用・評価と手法の改善 ・カウントシステム の効果の検証 等
目標 5	全てのユーザーに対して提供される IT サービスの最適化 ・現在の IT システムの安定化と現在の特許 IT システムの再設計 ・特許検索システムの機能向上 等
目標 6	啓発活動の継続と拡大 ・CPC に関連した啓発活動の拡大 ・従前から行われている啓発活動の拡大 等
目標 7	特許審判部（PTAB）の運営強化 ・最適な審判待ち期間の設定 ・行政判事の雇用を含む必要な PTAB の増強 ・審決の一貫性の確保 ・ユーザーに対する情報提供等の拡大 等
戦略目標 2	商標の質及び適時性の最適化
目標 1	FA 期間を 2.5～3.5 か月に維持し、最終処分まで 12 か月とする ・審査処理能力と業務量（workload）とに整合性を持たせる ・審査処理期間のゴールについて出願人等と協働する 等
目標 2	高品質の商標権付与の維持 ・質の評価方法を継続的に評価し、同方法の維持と改善を図る 等
目標 3	全てのユーザに対して提供される IT サービスの最適化 ・現在の IT システムの最適化と IT システムの改善 等
目標 4	啓発活動の継続と拡大 ・連邦登録商標の利用促進 ・啓発活動の拡大 等
目標 5	商標審判部（TTAB）の運営強化 ・処理期間の短縮と審決の質の向上 等

戦略目標 3	グローバルな IP 施策・保護・執行の改善のための国内外でのリーダーシップの発揮
目標 1	リーダーシップの発揮と IP 施策教育・啓発活動 ・施策の策定と、IP 保護と執行に関する全分野におけるガイドラインの策定 ・IP 制度の改善に関する立法の検討 ・国内外における著作権問題に対するリーダーシップの発揮 ・国内外における IP 啓発活動の拡大 等
目標 2	IP 保護と執行改善にかかる国際合意と施策についての啓発とリーダーシップの発揮 ・WIPO を始めとする国際的な枠組みにおける進展への努力 ・IP 保護と執行を改善する国際合意の実行や関連交渉のための専門家の派遣 ・FTA 交渉における IP 部分に関するサポートと助言 ・中国における IP 保護と執行改善 等
組織運営目標	組織の卓越性の達成
目標 1	業務結果を達成するための IT 投資の強化 ・内外における情報の共有等を改善するために IT を強化する ・IT インフラとサービスを発展及び改善する ・改善されたシステムを円滑に（seamless）提供する 等
目標 2	勤務に対する自由度、多様性等の維持と確保 ・在宅勤務の機会の拡大の継続 ・雇用範囲の拡大 ・労働組合等との協力 等
目標 3	内外関係者との関係拡大 ・商務省や行政管理予算局等の他の連邦官庁や議会との関係強化 ・USPTO が提供するサービスに対するアクセスの合理化 等
目標 4	支払った料金に見合った価値の顧客への提供を持続可能とするための財源の確保 ・料金収入全てを支出可能とする権限を得る ・USPTO の料金設定権限を恒久的なものとする 等
目標 5	サテライトオフィスと地域プレゼンスの確立 ・サテライトオフィスを恒久的なものとする ・地域協力の発展

② USPTO の組織

2014年4月に、特許審査ハイウェイや共通特許分類、グローバルドシエ構想等の国際的な特許協力業務を強化するため、特許局長（Commissioner for Patents）の傘下に、国際特許協力室（Office of International Patent Cooperation, OPIC）が設置され、担当副局長（Deputy Commissioner for International Patent Cooperation）が置かれた。

また、2015年2月には、今後の特許品質施策を実行するため、初代特許品質担当副局長（Deputy Commissioner for Patent Quality）が置かれた。

2015年3月13日には、副長官であった Michelle K. Lee 氏が、商務省知財担当次官兼 USPTO 長官として就任した。同氏の長官就任により空席となった副長官として、2015年3月25日に同庁ロッキーマウンテンサテライトオフィス（デンバーオフィス）所長を務めていた Russell Slifer 氏が USPTO 副長官に就任した。

③ ファースト・アクションインタビュー試行プログラム

参加者（出願人）に対し、審査官が実施した先行技術文献調査の結果を含む「インタビュー前通知（Pre-Interview Communication）」を受領した後に審査官とのインタビューを実施させることで、（i）出願審査の促進、（ii）出願人と審査官の意思疎通の促進、（iii）審査の最初の段階で特許性に関する問題を一つ一つ解決する機会の提供、（iv）早期の特許化等の多くの利益を提供することを目的としている。

④ USPTO の料金設定権限

USPTO に対し、各種特許料金の設定権限が与えられた。

USPTO は、2013年1月に米国発明法に対応した新料金を公表した。新料金では、当事者系レビューや査定系再審査など高額さが話題となっていた項目に関して、2012年10月時点の料金から引き下げられている。

3-1-12 図

USPTO の 2015 年 3 月 1 日時点の料金

項 目	2015 年 3 月 1 日 時点の料金
出願料金	\$1,600
3 を超える独立請求項への追加料金	\$420
RCE 請求料 1 回目	\$1,200
2 回目以降	\$1,700
トラック I 優先審査	\$4,000
維持年金 1 回目	\$1,600
2 回目	\$3,600
3 回目	\$7,400
査定系再審査	\$12,000
当事者系レビュー	\$23,000
特許付与後レビュー	\$30,000

⑤ 優先審査（ファースト・トラック）

優先審査（ファースト・トラック）の対象出願について、クレーム数の制限（独立請求項4項、合計30項まで）を設定し、受理件数の上限は当面年度当たり10,000件とされた。また、その手数料は、当初4,800ドルに設定されていたが、2013年3月19日以降、4,000ドルに引き下げられた。

⑥ サテライトオフィスの設置

米国発明法では、法施行から3年以内に、デトロイトを含め少なくとも三つのサテライトオフィスを設立することが規定されている。デトロイトオフィスは2012年7月に、デンバーオフィスは2014年6月に正式開所された。さらに、シリコンバレー、ダラスは、現在仮開設されている。シリコンバレーオフィスは、2015年4月から特許審査官およそ80名の採用を開始し、2015年秋に正式開所する予定である。また、ダラスオフィ

スも2015年年末までに正式開所が予定されている¹。

⑦特許事由適格性に関するガイダンスの公表

USPTOは、2014年12月16日、特許事由適格性（米国特許法第101条）に対するガイダンス（2014 Interim Guidance on Patent Subject Matter Eligibility）を公表した。

米国では特許事由適格性に関する最高裁判決が相次ぐなか、USPTOは、Mayo判決²及びMyriad判決³に対応する形でガイドライン⁴、またAlice判決⁵に対応する形で仮審査指令⁶を作成してきた。このガイダンスは、仮審査指令に対するパブリックコメント及び公開ミーティングでの意見を踏まえて作成されたものであり、判例に基づく101条保護対象外のものを含むか否かを判別するための手法が示されている。

⑧特許関連業務の質向上に向けた包括的プログラムの開始

USPTOは、特許関連業務の質向上に向けた包括的プログラム「Enhanced Patent

Quality Initiative」の開始を発表した。

品質維持向上のために、（i）優れたオフィスアクションと庁内手続、（ii）優れた品質評価、（iii）優れた顧客サービスの3本の柱を掲げている。

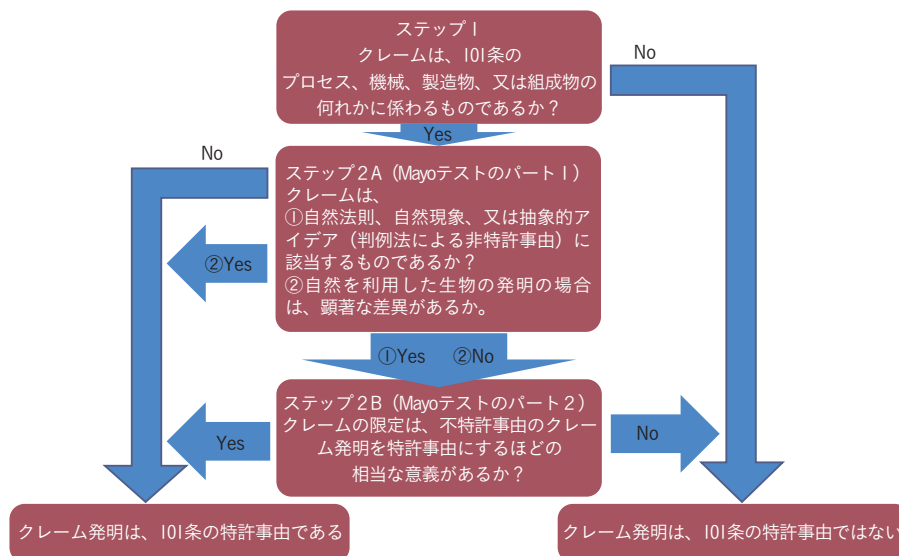
また、既存の11の品質向上施策に加え、新たに六つの取組を提案している。

さらに、これらの取組について、ユーザーからのインプットを得るために、2015年3月25日、26日の2日間にわたり、第1回目となる「Patent Quality Summit」が開催された。同会合では、六つの新たな取組の提案について、具体的な手法や進め方が議論された。

既存の施策

1. 審査官に対する幅広い研修の提供（先端技術、CPC）
2. 法律研修（特許クレームの解釈、判例、改正法等）
3. グローサリーパイロットプログラムの実施
4. QPIDS 及び AFCEP プログラム

3-1-13 図 特許事由適格性判断（ガイダンスフローチャート）



1. デトロイト、ダラス、デンバー、シリコンバレーはそれぞれ異なるタイムゾーンに属するため、米国土（アラスカ、ハワイを除く）のタイムゾーンは全てカバーされる。
 2. <http://www.supremecourt.gov/opinions/11pdf/10-1150.pdf>
 3. http://www.supremecourt.gov/opinions/12pdf/12-398_1b7d.pdf
 4. 「Procedure For Subject Matter Eligibility Analysis Of Claims Reciting Or Involving Laws Of Nature/Natural Principles, Natural Phenomena, And/Or Natural Products (March 2014 Procedure)」
 5. http://www.supremecourt.gov/opinions/13pdf/13-298_7lh8.pdf
 6. 「Preliminary Examination Instructions in views of the Supreme Court Decision in Alice Corporation Pty. Ltd. v. CLS Bank International, et al.」 (June 2014 Preliminary Instructions)

5. 他国特許庁とのワークシェアリング (PPH、CCD)
6. 面接審査（ファーストアクションインタビューパイロットプログラム）
7. 個人発明家への教育
8. ワンストップのカスタマーセンターの創設
9. クラウドソーシングを活用した第三者による情報提供
10. 品質評価指標（七つの指標）の創設
11. IT システムの改善

新たに提案された取組

1. 出願人が審査過程のレビューを申請し、

その中からランダム抽出により品質保証部によりレビューが行われる制度の創設

2. 審査開始前における自動先行技術調査の実施（新しいサーチツールの提案も含む）
3. 審査記録の明確化
4. 品質評価指標の見直しと改善
5. 現行の審査モデルの見直しと審査の質に対する影響の分析（出願人との密なやり取りの下で審査を行う）
6. 審査官と出願人との面接場所の拡大（特許資料等の所有機関である地方図書館、審査官の勤務地、その他、審査官が出向いて行って面接を実施する場所など）

3-1-14 図 三つの柱と、新たな六つの取組の関係

三つの柱	取 組
優れたオフィスアクションと庁内手続	1. 出願人が審査過程のレビューを申請し、その中からランダム抽出により品質保証部によりレビューが行われる制度の創設
	2. 審査開始前における自動先行技術調査の実施
	3. 審査記録の明確化
優れた品質評価	4. 品質評価指標の見直しと改善
優れた顧客サービス	5. 現行の審査モデルの見直しと審査の質に対する影響の分析
	6. 審査官と出願人との面接場所の拡大

3 中国における動向

中国は、今や世界で最も多く専利（我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当）及び商標の出願を受理する国となった。これは、急速な経済発展に伴って、経済活動に必須である知的財産権の確保が一層重要となっていることを表しているといえよう。特に、2008年に中国国務院より公布された「国家知的財産権戦略綱要」で定められた目標を達成するため、各省庁や地方など様々なレベルで各種の計画を策定し、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造拠点から巨大市場として中国の位置付けが変化する中で、多国籍企業と現地企業の合併によるR&Dの現地化が進展していることなどを背景として、国内出願人による権利取得の活発化が目立っている。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、中国政府、特に専利を所管する中国国家知識産権局（SIPO¹）、商標を所管する中国国家工商行政管理総局（SAIC²）を中心とした知財政策の動向、及び両機関との協力・働きかけを中心とした中国に対する我が国の取組について紹介する。

(I) 我が国との関係

① 我が国と SIPO の取組

我が国特許庁（JPO）では、二国間及び多国間での枠組みを利用し、SIPOにおける審査環境の整備、サーチ・審査結果の相互利用、制度調和、情報化に関する協力を推進しており、2009年12月にはJPOとSIPOの間で、特許権・実用新案権・意匠権に関する協力を強化するための覚書（特許庁間協力覚書）を締結し、2009年9月には、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と国家知識産権局中国知識産権トレーニングセンターとの間で、知的財産人材の育成に関する協力覚書（人材育成協力覚書）を締結した。

JPOとSIPOは、2014年10月に開催した日中特許庁副長官会合において、特許分野における協力として、日中特許審査ハイウェイ（PPH）について、関連統計データを共有すること及びユーザーへの広報を更に進めるために協力することで合意した。また、中国特許文献に対する検索性のさらなる向上を図るべく、特許分類協力に関する2014年から2016年のアクションプランに合意し、今後、同プランに基づいて、我が国特許庁がFI/F

ターム³のトレーニングを提供することとした。さらに、実用新案については、実用新案評価報告書についての情報交換を含む協力を強化することで合意した。また、意匠分野においては、創作非容易性に関する比較研究表を作成したことを確認し、今後、意匠国際分類やハーグ協定加盟の経験について情報交換していくことで合意した。この他、機械化、審判、人材育成など、多方面にわたる協力について議論を行った。

さらに、後述する中国で検討されている制度改正に関しては、特許庁間の会合等の場を通じて意見交換を行うとともに、職務発明条例草案、専利紛争案件審理の法律適用問題に関する最高人民法院の若干規定等の各意見募集に対して、JPOから意見を提出している。

② 我が国と SAIC との取組

a. SAIC 副局長との会合

2012年5月、北京において、特許庁長官とSAIC副局長との会合を開催した。本会合では、日中の商標分野における二国間協力及びTM5を始めとする多国間協力を強化していくことで一致した。また、SAICの審査・

1. State Intellectual Property Office of the People's Republic of China

2. State Administration for Industry and Commerce of the People's Republic of China

3. FIとは、国際特許分類（IPC）を基礎として細展開された日本国特許庁独自の分類です。また、Fタームとは、特定の技術的範囲ごとに、複数の技術観点（発明の目的、用途、材料、制御、制御量など）から細区分した検索インデックスです。

審判において活用してもらうため、JPO から日本の地名及び登録された地域団体商標のリストを提供した。JPO と SAIC は、ハイレベル（長官—SAIC 副局長）の交流や、実務レベルの交流を今後も重ねていくことで一致した。この実務レベルの交流の一環として、審査官を相互に派遣して審査運用について協議する商標審査担当官交流を開始、初回は JPO から審査官、審判官をそれぞれ 1 名ずつ派遣した。

b. 冒認商標出願への対応

我が国の地名や著名な商標等が第三者により商標出願・登録される冒認商標については、我が国企業等の現地でのビジネス展開に支障を及ぼす可能性がある。特に中国では、2001 年の商標法改正により、中国国内において公知の外国地名を拒絶とする法制を導入していたが、2003 年に「青森」が第三者により商標出願されていることが判明し、その後、日本の都道府県名についても第三者により多く出願されていることが確認された。このような状況を受け、日中の知財保護に関する対話・協力の中での働きかけ等を行った。

JPO は、中国政府との情報交換や意見交換を通じて、適正な審査が行われるよう協力を進めると共に、この問題に対処するためのユーザーへの支援サービスとして、2008 年 6 月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、都道府県、政令指定都市、農業関連団体等に配布する等、幅広く情報提供を実施している。また、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口¹⁾」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している。

さらに、冒認商標出願問題対策としては、先に商標権を取得することが重要であるが、中小企業にとっては出願・弁理士・翻訳の費

用等の負担が大きいことに鑑み、JPO は、外国出願に要する費用の補助も行っている。

(2) 近年の知財政策の動向

中国では、2011 年から 2015 年の総合的な国家政策である「国民経済と社会発展第十二次五カ年計画綱要」（十二五）において、具体的に知的財産に言及し、知的財産と技術移転サービスの強化や、知財制度の改善、知的財産権の創造、利用、保護と管理、法執行の強化、中国独自の知的財産権と技術標準の採用奨励等が示された。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

(3) SIPO の取組

SIPO は、特許、実用新案、意匠に関する業務を所管する、国務院直属機構である。

① SIPO の政策動向

a. 国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014～2020 年）

2015 年 1 月 4 日、中国国務院弁公庁から、「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014～2020 年）」に関する通知が発表された。本計画は、「国家知的財産戦略綱要²⁾」（2008 年 6 月 5 日公表）による第 1 段階の 5 年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために作成されたものである。2020 年までの主要目標として、知財創造レベルの著しい向上、知財運用効果の著しい強化、知財保護状況の著しい改善、知財管理能力の著しい強化を挙げている。そして、2014 年から 2020 年の主要予期指標として、例えば、1 万人当りの発明専利保有数を、2013 年の 4 件から 2015 年に 6 件、2020 年には 14 件とすること、専利出願の実質審査平均期間を、2013 年の 22.3 月から 2015 年に 21.7 月、2020 年に

1. http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm
 2. <http://www.jetro-pkip.org/ewebeditor/UploadFile/2008619194648453.doc>

20.2月とすること等が挙げられている。

b. 制度改正に向けた動き

ア) 専利法改正に向けた動き

中国では、中華人民共和國専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」（以下、それぞれ「特許」、「実用新案」、「意匠」という。）として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。しかし、エンフォースメント強化の必要性から、通例より早い2012年8月、権利執行に係る条文を対象を限定した改正草案がSIPOより公表され、公開意見募集が行われた。改正草案は、

（i）司法機関と行政執行機関への証拠調査収集権の付与、（ii）行政執行機関への損害賠償額判定の職権を付与、（iii）無効審判請求に関する審決の効力発生時点及び後続手続の明確化、（iv）故意侵害への懲罰的賠償制度の新設、（v）行政執行機関への悪質な侵害行為の摘発・制止機能の付与、が盛り込まれており、行政執行権限の強化が目立つものとなっている。JPOからも、ユーザーからの意見を参考にしつつ、改正草案に対する意見提出を行った。その後、中国國務院法制弁公室に提出されたものの、2015年3月時点において、具体的な改正スケジュール等は示されていない。

イ) 専利審査指南改正

2014年3月、「専利審査指南の改正に関する決定」がSIPOから発表され、従来、意匠権の保護対象外とされていたグラフィカルユーザーインターフェイス（GUI）が表示された意匠についても、中国で意匠登録として認められるようになった（2014年5月1日施行）。GUIは、携帯情報端末や、情報家電等、様々な製品分野のデザインにおいて、重要な

地位を占めるようになっており、我が国ユーザーの関心も高い。JPOからは、2013年10月の改正草案に対する公開意見募集において意見提出を行うとともに、SIPOとの専門家間の会合等において、GUIの保護の状況等について情報収集を行っている。

ウ) 職務発明条例制定に向けた動き

中国における職務発明は、専利法及び専利法実施細則で規定されており、原則、使用者に帰属するものとされ、使用者・従業者間で契約がある場合はそれに従った報奨や報酬、契約がない場合には、法定された支払方法、最低金額及び料率に従った報奨や報酬を与える必要があるとされている。しかし、専利法以外の知的財産関係法では同様の規定がないこと、専利法については使用者に帰属することで従業者の権利が無視され発明に対するインセンティブが働かないこと等を課題として、2012年11月、条例の形式で職務発明に係る手続を定める「職務発明条例」草案（意見募集稿）がSIPOより公表された。これまでに2度の公開意見募集が行われた他、SIPOは、中国国内の他の関係機関や企業等との間で検討会等を行い、2015年3月上旬、条例草案（送審稿）を中国國務院法制弁公室に提出した。条例草案は、発明報告制度¹や、報奨や報酬の支給義務や額の算定、事業体による職務発明の譲渡に係る発明者の権利、国有企業等における職務発明の不実施の取扱い、税制上の優遇措置、監督管理部門における事業体による職務発明制度の履行状況の監督検査の実施、発明者氏名表示権・報奨・報酬及び権利帰属に係る紛争の取扱い、事業体と発明者との取り決めの登録等が盛り込まれた案となっている。

c. 審査体制の強化

SIPOは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略（2011～

1. 発明者における事業体への発明の報告義務と事業体の回答義務、職務発明について知的財産権を出願・放棄する場合の事業体の発明者への通知義務等であり、時期的制限を含む。

2020年)において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、SIPOの下部組織である専利審査協作中心を北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川に設立した。2013年末における各センターの審査官数は、北京2,412名、江蘇1,270名、広東1,094名、河南207名、湖北96名となっている。2017年末までにそれぞれ2,000名の審査官を採用することが予定されており、2015年以降も審査官数が増加していくことが予想される。

d. 特許審査ハイウェイ (PPH) の拡大

中国は、2011年11月の日中PPH試行開始を皮切りに対象国を徐々に拡大しており、2014年は、7月にイギリス、アイスランド、スウェーデン、8月にイスラエルとPPHを開始した。我が国との間では、上述のように、日中PPHについて、関連統計データを共有するとともに、ユーザーへの広報を更に進めるために協力することに合意している。

e. ウェブサイトによる情報発信の強化

SIPOのウェブサイトでは、中国専利文献の検索や審査経過情報に関する情報発信を強化している。2011年には、明細書の全文検索も可能とした「専利検索与服務系統¹⁾」を公開し、2012年には、審査意見通知書(我が国における拒絶理由通知書に相当)や専利権評価報告書等の審査関連書類や審査経過、権利の状態等を参照できる「中国専利查詢系統²⁾」を公開した。

(4) SAIC の取組

SAICは、市場監督管理と関連する行政法執行業務を主管する国務院直属機関である。その一部局として、商標登録業務及びその管理業務、異議申立ての裁定、馳名商標(著名商標)の認定、商標権侵害事件の調査及び処理等を行う「商標局」、拒絶査定不服審判、異議決定不服審判、不正登録等による取消審

判、不使用取消審判、馳名商標の認定等を行う「商標評審委員会」を傘下に有する。

① SAIC の政策動向

中国の商標出願件数は既に膨大な数に上っているところ、SAICは、2020年までに「商標大国」から「商標強国」となることを目標としている。2009年には、上述の「国家知的財産権戦略綱要」に基づいて、2009年11月に「国家工商行政管理総局による商標業務の世界水準達成の計画(2008～2012年)」を公表した。この計画では、商標法改正の加速、商標審査・審判の効率化・審査期間短縮・品質管理システム整備、行政法執行強化、農産品商標・地理的表示の保護強化、馳名商標・著名商標の認定と保護の強化、人材育成、情報化、商標分野の国際的交流・提携の強化等の目標が掲げられている。

2012年は、中国における商標法の公布30周年であったが、その記念シンポジウムでは、商標審査期間が10か月以内に短縮されたこと、異議案件の審理期間が20か月以内に、評審(審判)案件の審理期間が18か月以内に短縮されたこと等が発表された。また、2012年10月には、第三次商標法改正案が国務院常務委員会で採択され、12月には、全国人民代表大会(全人代)から意見募集稿が公表された。その後、本改正案は、2013年8月に全国人民代表大会常務委員会で可決され、2014年5月1日より施行された。その下位法令についても、順次、改正、施行されている。

②第三次中国商標法改正

第三次改正商標法は、2013年8月に全国人民代表大会常務委員会で可決され、2014年5月1日より施行された。改正商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものであり、主な改正の内容は以下のとおりである。

1. <http://www.pss-system.gov.cn/>

2. <http://cpquery.sipo.gov.cn/> なお、書類の参照は、2010年2月10日以降に出願されたものに限られる。

主な商標法改正の内容

- ・ 商標審査期限を規定（商標出願審査の9か月以内の完了等）
- ・ 異議申立て制度の変更（異議申立て不成立に不服の場合は無効審判を請求）
- ・ 馳名商標保護制度の明確化（馳名商標の宣伝広告使用の禁止等）
- ・ 商標専用権の保護強化（法定賠償額の50万元から300万元への引き上げ、懲罰賠償の導入）
- ・ 商標出願及び使用の規範化、公平な競争的市場秩序の維持（他者商標の抜け駆け登録、企業商号としての使用の禁止）
- ・ 商標代理業務の規範化（罰則規定の創設）

また、下位法令である中国商標法实施条例は、2014年1月に、国务院法制办公室から改正草案に対する一般向けの意見募集が公

表、5月1日に改正实施条例が施行された。審判手続に関するSAICの局令である「商標評審規則」は、2014年2月に、SAICより改正草案に対する一般向けの意見募集が公表、6月1日に改正規則が施行された。同じくSAICの局令である馳名商標認定保護規定は、2014年4月に改正草案に対する一般向けの意見募集が公表され、7月3日公表された（公表の30日後に施行）。そのほか、人民法院による商標事件審理の管轄、法律適用などの問題について制定した、最高人民法院「改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用の問題に関する解釈」や、改正商標法施行に伴う、商標審査、商標審判、商標監督管理に関する経過措置についての通知を定めた、SAICによる改正実施後の《中華人民共和国商標法》に関する問題の通知について、等も公布、施行されている。

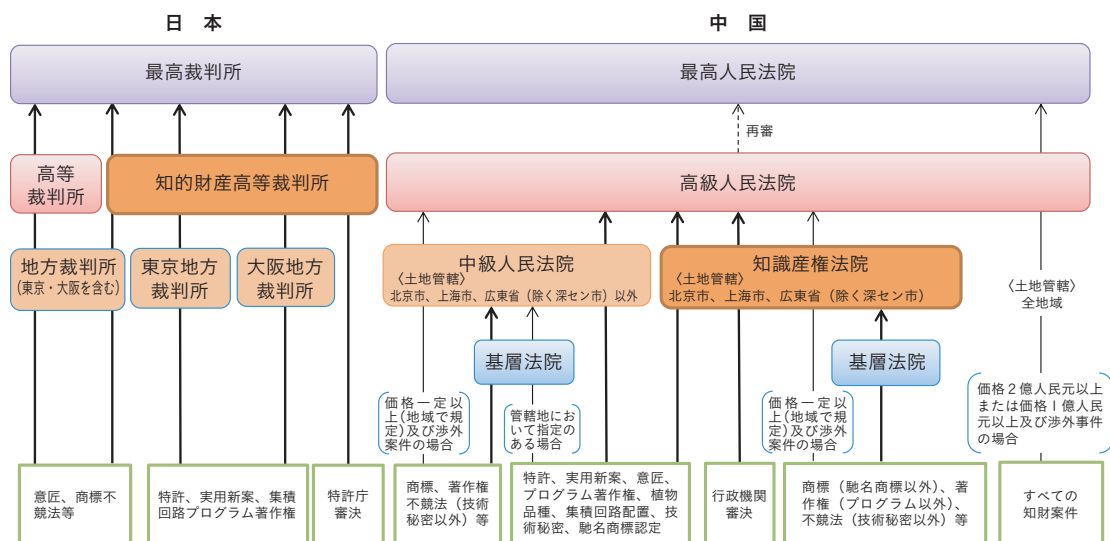
Column 27

中国における知財専門裁判所の設立

中国の裁判所（中国語では「人民法院」といいます。）は、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院及び基層人民法院という四つの階層（審級）から構成されています。また、第一審判決に不服がある場合の控訴審である第二審判決によって審理が終結する二審制を採用しています。つまり、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所による三級三審制である日本と異なり、中国裁判制度は、四級二審制となっています。ただし、中国における裁判管轄について、金額が大きい事件、影響が大きい事件または管轄が指定されている事件は、中級人民法院が第一審、高級人民法院が第二審を担当することになっており、特許に関する民事訴訟は、中級人民法院が原則的に第一審管轄を有するとされています。また、中国では、裁判監督手続きとして再審制度を有しており、法院が下した判決に対して再び裁判を提起することもできます。

2014年11月から12月にかけて、知的財産を専門に取り扱う裁判所（中国語では「知識産権法院」。以下「知財法院」といいます。）が、北京、広州及び上海において相次いで設立されました。最高人民法院によれば、「北京」、「上海」及び「広州」の3都市が選ばれた理由として、各地の実際の経済発展状況に合わせ、専利（特許、実用新案及び意匠）案件が比較的集中し、裁判業務の基礎が確立していることが挙げられています。これにより、知財保護の一層の強化や、統一した司法判断の適用、地元企業に有利な判断がなされる地方保護主義の防止がなされることが期待されます。

ただし、知財法院の管轄について、設立してからの3年間は、所在する区域（北京市、上海市及び広東省（除く深セン市））における専利や技術秘密等に関する第一審知財民事案件及び行政案件を取り扱うとしています。つまり、北京市、上海市及び広東省（除く深セン市）以外の地域においては、従来どおり、各地の中級人民法院等が管轄することになります。また、第一審案件を扱うものであって、日本の知財高裁や米国の連邦巡回控訴審裁判所（CAFC）とは異なるものです。なお、知財法院が設立された地域においても、商標や著作権に関する第一審案件は、基層人民法院の管轄となります。日本と中国における知的財産関係訴訟の管轄を比較すると、以下のようになります。



知的財産関係訴訟の管轄についての日中比較

また、知財法院の設立に合わせて、技術に関する裁判官の専門性を補うことを目的として、知財法院に技術調査官を配置する検討もなされています。これは、例えば北京市であれば、專利等の第一審案件は、従来、第一～第三の三つの中級人民法院に設けられていた知的財産庭（知的財産部）の裁判官により担当されていましたが、それらを合わせて引き継ぐ北京知財法院の裁判官は、各知的財産庭の裁判官すべてが移るものではなく、担当裁判官数が減ることによるものとも考えられています。

このように、中国知財法院の運用は始まったばかりで、具体的な処理や判断の傾向に注目していく必要があります。なお、中国では、早速ながら、高級人民法院（控訴裁判所）における知財専門裁判所の設立も検討されつつある模様です。



北京知財法院
(撮影：JETRO 北京事務所)



広州知財法院

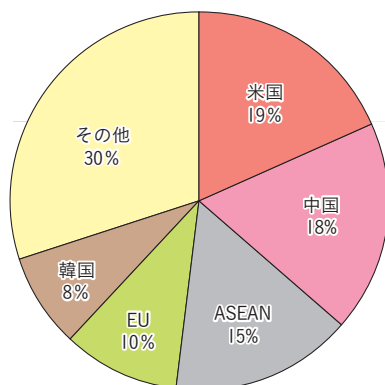
4 ASEAN における動向

我が国から ASEAN 諸国への輸出額は、米国、中国に次ぐ規模であり、2013 年度の我が国の海外現地法人数の増加数も、ASEAN5 か国（シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン）が中国を上回るなど、ASEAN 諸国は我が国企業の今後の事業展開先として有望視されている。

他方、我が国企業の海外における模倣品被害に関して、ASEAN6 か国（インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン）での被害が中国、台湾、韓国に次いで多い¹など、ASEAN 諸国の投資環境整備の観点から、知財制度の整備・強化が急務となっている。

我が国からの貿易・投資拡大が見込まれ、今後も高い経済成長が予測される ASEAN 諸国について、本節では、ASEAN 域内の知的財産関連協力に関する我が国特許庁の取組及び ASEAN 各国の知的財産に関する最近の取組を紹介する。

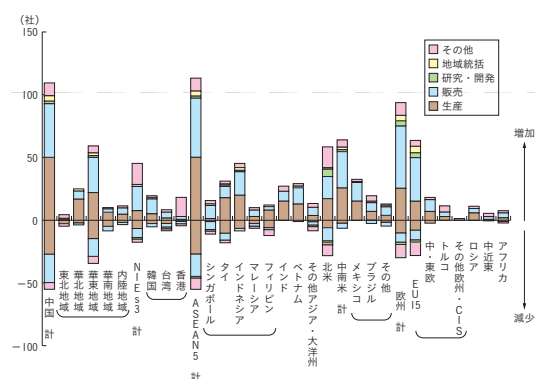
3-1-15 図 国別貿易動向（輸出）2014 年



(資料)2014 年財務省貿易統計

3-1-16 図

海外現地法人数の増減（2013 年度中）



(資料)国際協力銀行 (JBIC)「2014 年度海外直接投資アンケート結果 (第 26 回)」

(I) ASEAN 域内の協力

2015 年までの ASEAN 経済共同体 (AEC) 実現を目指している ASEAN は、「ASEAN 知的財産権行動計画 2011-2015」をまとめるなど、知的財産分野においても積極的な取組を行っている。本行動計画は、2011 年 8 月、インドネシアにおいて開催された ASEAN 経済大臣会合において了承されたもので、2015 年までに ASEAN 加盟各国がマドリッド協定議定書、ジュネーブ改正協定及び特許協力条約 (PCT) に加盟すること等が目標として掲げられている（ただし、ジュネーブ改正協定については、ASEAN 加盟国のうち 7 か国を目標とする。）。

また、ASEAN 加盟国では、域内での特許審査の迅速化のため、ASEAN 特許審査協力 (ASPEC: ASEAN Patent Examination Cooperation) プログラムを 2009 年 6 月より開始している。これは、出願人が、ASEAN 域内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている²。

我が国との関係では、ASEAN 知的財産協力作業部会 (AWGIPC) を通じ、知的財産分野における日 ASEAN 間の協力の在り方を議論

1. 2014 年度模倣被害調査報告書

2. 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。また、早期審査の要素は定められていない。

3-1-17 図 ASEAN 知的財産権行動計画 2011-2015 及び ASPEC プログラムの概要

五つの観点で戦略目標を分類

迅速・的確・利用可能性の高い知財サービスを提供すべく、バランスの取れた知財システムの構築

- ✓ 2015年までに、平均6ヶ月で商標登録可能にする（異議がない場合）。
- ✓ ASEAN特許審査協力（ASPEC）の完全履行（2015年までに利用率を5%以上にする）。
- ✓ 知財エンフォースメント地域行動計画の策定
- ✓ 著作権、地理的表示、伝統的知識等の保護強化、知財実務者の能力向上 等

アセアン加盟国の国際知財保護制度への参加

- ✓ 2015年までにマドプロ、ヘーグ、PCTなどの国際制度への加入

知財の創造・意識向上・活用の体系的な促進

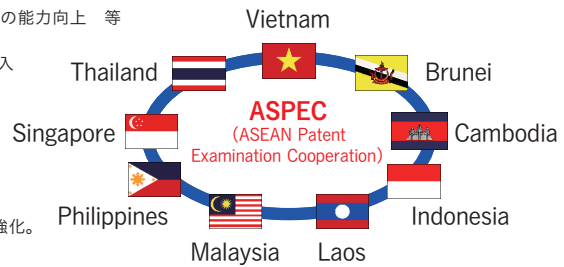
- ✓ 域内特許ライブラリーのネットワークを学校や大学に構築。
- ✓ 技術移転・商業化の意識向上、中小企業の知財活用強化。

国際的なIPコミュニティへの活発な参加及び各種機関との連携強化

- ✓ 世界知的所有権機関（WIPO）と2年単位の地域計画の実施。
- ✓ 日本国特許庁を含むダイアログパートナーとの協力強化。
- ✓ WIPOやWTOのフォーラムや域内のステークホルダーとの連携強化。

アセアン地域の各知財庁の人的・組織的な能力向上

- ✓ 特許・商標審査官、能力の強化を域内各国のニーズ調査を踏まえ体系的に実施。
- ✓ 2015年までの特許・商標書類の電子化を含む、各知財庁のインフラ近代化。



（資料）特許庁作成

してきた。また、2012年2月には、日ASEAN間の知的財産協力を進めていくため、第1回日アセアン特許庁長官会合が東京で開催され、ASEANの経済成長のための知的財産保護強化及びそれを実現するための日本の協力を確認した「東京知財声明」が採択された。さらに、同年7月には、第2回日アセアン特許庁長官会合がシンガポールにて開催され、我が国特許庁とASEAN各国の知的財産庁との間で知的財産に関する協力覚書を取り交わした。同覚書では、国際条約への加盟の遅れ、不十分な審査能力、域内各国の保護レベル格差といったASEANが抱える課題に対応するため、また、進出する日系企業の円滑な事業活動・知的財産活用のため、具体的なアクションプラン（行動計画）を設けることとなった。同年以降、日アセアン特許庁長官会合において、我が国のASEANへの知的財産協力を毎年レビューし、アクションプランを策定している。2015年5月には、第5回日アセアン特許庁長官会合が奈良にて開催された¹。

他方、ASEAN各国と我が国との関係では、ASEAN加盟国は、先進国から後発開発途上国まで経済発展の段階が多様な国が集まっている点に留意し、現状、以下のような取組を進めている。

(2)ASEAN 各国における取組

①インドネシア

インドネシアは、米国通商代表部が公表している「2014年スペシャル301条報告書」において優先監視国に指定されているように、模倣品や海賊版などの不正商品問題が大きな課題となっている。この課題に対処するため、2011年2月、それまで特許、商標、意匠局に分散していた文民捜査官（インドネシア知的財産権総局の知的財産取締官）を一つの局に統合し、捜査局（Directorate of Investigation）が新設された。インドネシア知的財産権総局の捜査官と警察の協力により、商標権、著作権、意匠権、特許権を対象として違法品の摘発を行っている。

このような状況の中、2011年4月から2015年4月まで、国際協力機構（JICA）と協力した知的財産権保護強化プロジェクトが実施され、（i）知的財産エンフォースメント関連機関の機能強化、（ii）インドネシア知的財産権総局の審査能力の向上、（iii）大学等高等教育機関における知的財産権の活用促進、に向けての取組を行った。我が国特許庁としても、（i）長期専門家としての職員の派遣、（ii）必要な短期専門家の派遣、（iii）研修生の受入れ等、積極的な協力を行った。

また、インドネシア知的財産権総局と我が国特許庁は、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、2014年8月、商標を始

1. 日アセアン特許庁長官会合については、第3部第2章1.（5）参照

めとする実体審査能力の強化や PPH の庁内運用支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2014 年度は、日本の意匠制度を研究するための意匠審査官の受入及びコンピュータソフトウェアの技術分野における特許審査官の派遣等を行った。

なお、2013 年 6 月 1 日から、我が国特許庁と特許審査ハイウェイの試行プログラムを開始している。さらに、2013 年 6 月 1 日以降にインドネシア知的財産権総局が受理した PCT 国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、我が国特許庁が管轄している。

②カンボジア

カンボジアは、2011 年より 3 年連続で 7%を超える高成長を維持しており、2014 年末時点で 150 社以上の日系企業が進出するなど、投資も急増している。経済発展に伴い、カンボジアへの特許・意匠・商標の出願件数も年々増加しており、特に商標に関しては、2007 年から 2013 年までの 6 年間で年間出願件数は約 3,000 件から約 6,000 件に急増し、とりわけ日本からの出願件数は 6 倍近く増えている。さらに、2015 年 3 月 5 日にカンボジアのマドリッド協定議定書への加盟が公表され、6 月 5 日よりカンボジアへ商標の国際登録出願が可能となったことにより、更に商標出願が増加することが予想される。

カンボジアにおいては、(i) 商業省が、商標、商号、地理的表示、営業秘密等を所管し、(ii) 工業手工芸省が、特許、意匠、半導体回路配置等を所管し、(iii) 文化芸術省が著作権を所管している。そして、それらを束ねる国家知的財産委員会が、国家知的財産戦略を一元的に策定している。

また、国家知的財産委員会及び商業省と我が国特許庁は、2014 年 11 月に、これまでの協力関係の更なる強化のため、IT インフラに関する経験の共有や審査官等職員的能力

向上等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2014 年度は、商標審査業務フローの改善に係る協力等を行った。

③シンガポール

シンガポールは、World Economic Forum (WEF) Global Competitiveness Report 2014-2015 において、知的財産保護水準が世界 2 位となるなど、知的財産制度の整備水準は非常に高い。2005 年には、アジア地域で初の WIPO 外部事務所が設立され、2010 年には WIPO 仲裁・調停センターの支局も設置されている。2011 年にはシンガポール知的財産庁 (IPOS) と WIPO 仲裁・調停センターの支局の間で協力に関する覚書が調印され、2012 年より有効となっている。2013 年 3 月には、シンガポール法務局により設立された知的財産運営委員会が「知的財産ハブ基本計画 (IP Hub Master Plan)」を公表した。この基本計画ではシンガポールが (i) 知的財産取引・管理のハブ、(ii) 質の高い知的財産出願のハブ、(iii) 知的財産紛争解決のハブの実現を通じてアジアでのグローバルな知的財産ハブとなることが戦略目標として描かれている。また、2009 年から我が国特許庁及び米国特許商標庁と特許審査ハイウェイプログラムを試行しているほか、2012 年 10 月には韓国特許庁、2013 年 9 月には中国国家知識産権局、2014 年 4 月にはメキシコ産業財産庁、2014 年 10 月にはドイツ特許商標庁、2015 年 1 月には欧州特許庁と同プログラムを開始している。これまで、シンガポールは特許制度において、我が国を含む米国・欧州特許庁等 8 か国・機関を所定特許庁¹とする修正実体審査² (MSE : Modified Substantive Examination) を採用し、出願人が修正実体審査を申請しなかった場合については、他国の知的財産庁へサーチ及び実体審査の外注を行い、審査報告書を発

1. 所定特許庁となったことにより、シンガポールに特許出願を行った出願人は、日本で特許が成立したことを示す特許公報を英語訳と共にシンガポールに提出することにより、同国で特許を迅速に取得することが可能。
2. 同制度を有する国の特許庁 (当該国特許庁) とあらかじめその国が指定する他の国 (所定国) の特許庁 (所定特許庁) に対して、互に対応する特許出願がなされている場合において、出願人が所定の手続きに従って所定特許庁における対応特許出願の審査結果に係る情報を、当該国特許庁に提出することにより、当該国特許庁が基本的に、その所定特許庁の審査結果を受け入れ、当該国における特許権の付与を行う仕組みをいう。

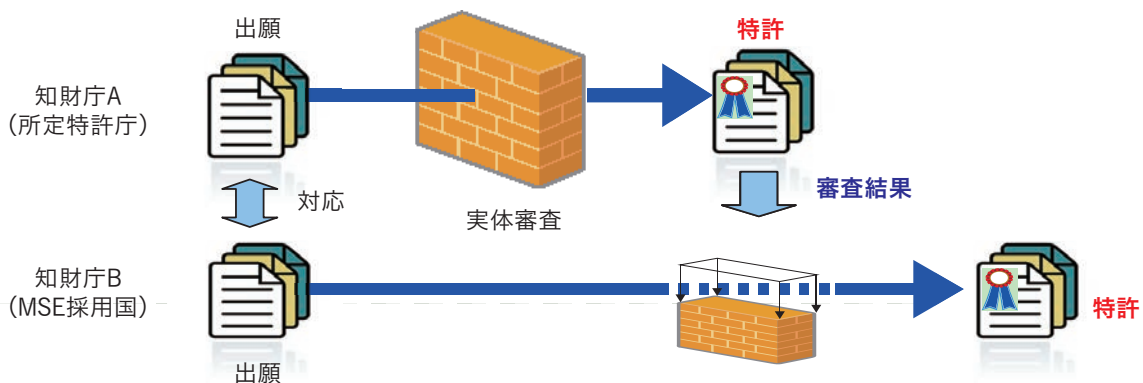
行してきた。また、特許性に否定的な見解を含む審査報告書が最終的に発行された場合でも、出願人が申請すれば特許可能になる制度（セルフ・アセスメントシステム）を採用していた。

しかし、2014年2月に改正特許法が施行され、審査報告書で特許性に対し肯定的な見解が示された出願のみ特許査定されるポジティブ・グラントシステムが導入されている。

また、同改正特許法の施行により、修正実体審査に関しても、これまではクレームの同一性のみ審査が行われていたが、今後は追加的な審査（補充審査¹⁾が行われることとなった。

ポジティブ・グラントシステムの導入と並行して、IPOSでは、2012年より特許審査官の採用を開始し、バイオ・情報通信等の分野で自ら実体審査を行う体制を整えている。

3-1-18 図 修正実体審査（MSE）の概要



所定特許庁で特許になったクレームと同一又は実質的に同一のクレームにすることが必要

IPOSと我が国特許庁は、2012年7月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。同覚書に基づいて、2012年12月から、IPOSが受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、我が国特許庁が管轄している。さらに、2014年8月には、これまでの協力関係の更なる強化のため、審査官協議による実体審査能力の向上や新規採用された特許審査官の育成支援等を含む新たな協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2014年度は、情報通信の技術分野における特許審査官の派遣及び人材育成スキーム構築支援に関する専門家の派遣等を行った。また、2014年12月から特許審査官1名をIPOSの上席特許審査官として3年程度の予定で長期派遣し、実体審査関連の協力を強化している。

④タイ

インドネシアと同様、タイも米国通商代表部の「2014年スペシャル301条報告書」において優先監視国として位置づけられており、模倣品・海賊版など不正商品問題や特許審査における権利化の遅延など知的財産に関する課題は多い。タイは生産拠点、あるいは消費市場として、ASEANの中でも特に日本企業の進出が多い国であり、同国における知的財産制度の整備は非常に重要な課題となっている。このような課題に対してタイ知的財産局は、タイにおける日系企業が同局に対し、知的財産に関する意見を表明できる対話の機会を設けるなどの取組を行っている。また、2009年9月に特許協力条約（PCT）加盟書をWIPO国際事務局に寄託し、同年12月24日に第142番目のPCT締約国となった。

1. WIPOのワークショップでIPOSの職員が説明した資料によると、補充審査では、補正が当初の開示内容の範囲内でなされたものであること、公序良俗に反する内容でないこと、ダブルパテントとならないこと、治療方法がクレームされていないこと等が審査される。http://www.wipo.int/edocs/mdocs/aspac/en/wipo_reg_pct_ty_o_l3/wipo_reg_pct_ty_o_l3_t2i.pdf

また、タイ知的財産局と我が国特許庁は、2015年5月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、特許審査実務の効率化、審査官の育成協力を含む協力覚書を取り交わした。

なお、2010年4月1日以降にタイ知的財産局が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、我が国特許庁が管轄している。さらに、2014年1月1日から、我が国特許庁とタイ知的財産局との間でPPHの試行プログラムを開始している。

⑤フィリピン

フィリピンは2001年5月に特許協力条約（PCT）加盟書をWIPO国際事務局に寄託し、同年8月に第112番目のPCT締約国となった。また、2002年1月よりフィリピン知的財産庁が受理したPCT国際出願の国際調査・国際予備審査を、我が国特許庁が管轄している。

フィリピンでは、マドリッド協定議定書加盟が2012年7月25日に発効し、同日からフィリピン知的財産庁はマドリッド協定議定書による国際登録出願の受理を開始している。

また、フィリピン知的財産庁と我が国特許庁は、2014年8月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、特許審査官派遣や特許情報交換等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2014年度は、モバイルテクノロジーの技術分野の審査実務に関する研修講師としての特許審査官の派遣及び特許情報交換に関する専門家の派遣等を行った。

なお、2012年3月12日から、我が国特許庁とフィリピン知的財産庁との間でPPHの試行プログラムを開始している。

⑥ブルネイ

2012年1月、それまで法務省（Attorney General's Chambers/AGC）の下での知的財産部署に含まれていた登録部門のうち、特許登録部門がブルネイ経済開発委員会（Brunei Economic Development Board/BEDB）下に

移管され、特許登録部（Patent Registry Office/PRO）が創設され、同年10月に意匠登録部門も特許登録部に統合された。2013年6月には、商標部門も特許登録部に統合され、ブルネイ知的財産庁（The Brunei Darussalam Intellectual Property Office/BruIPO）と名称が変更された。2011年11月にパリ条約、2012年4月に特許協力条約（PCT）、2013年12月にジュネーブ改正協定に加盟している。

また、2012年1月からは、特許制度を、従来の再登録制度から委託審査制度へ移行した。従来の再登録制度はイギリス、マレーシア、シンガポールで特許登録された発明について、申請により（自動的に）特許権を設定するものであった。新制度の下では、ブルネイの当局が受理した特許出願について独自に方式審査を行い、実体審査についてはデンマーク、オーストリア、ハンガリーの各知的財産庁へ外注を行うこととなっている。

また、ブルネイ知的財産庁と我が国特許庁は、2015年5月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、ブルネイ知的財産庁を受理官庁とするPCT国際出願の国際調査・国際予備審査の管轄化に伴う協力等を含む協力覚書を取り交わした。

⑦ベトナム

ベトナム政府が2011年に打ち出した10か年計画「社会経済開発戦略」では、2020年までにベトナムを近代工業国にするという目標が掲げられている。また、経済成長に伴いベトナムにおける知的財産の重要性も今後急速に拡大していくことが予想される。我が国からのベトナムへの直接投資も活発で、多数の日本企業がベトナムに進出しており、我が国にとってもベトナムにおける知的財産保護環境整備は重要な課題である。

このような状況の中、ベトナム国家知的財産庁と我が国特許庁は、2012年2月に、知的財産に関する協力覚書を取り交わした。2014年10月には、ベトナムにおける知的財産保護の促進を目指した政策に対する助

言、審査手続の簡素化、知的財産管理システムの強化、知的財産の普及支援や人材育成といった従来までの協力に加え、審査のワークシェアリングの協力等を含む新たな協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2014年度、審査実務研修のための特許・商標審査官の受入や、意匠審査官の派遣等を行った。

2012年4月からは、JICAと協力した知的財産権の啓発および取り締まり強化プロジェクトを開始し、我が国特許庁から長期専門家として職員を派遣している。本協力は、

(i) 知的財産関連機関と国民への知的財産法令の普及促進、(ii) 知的財産行政およびエンフォースメント機関の能力向上、(iii) 知的財産関連機関の連携強化および知的財産権法の見直し等を目的としている。

また、2012年7月1日以降にベトナム国家知的財産庁が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、我が国特許庁が管轄している。

⑧マレーシア

マレーシアでは、2011年2月の特許・商標規則改正により、電子出願制度、早期審査制度等が導入された。2013年7月には改正意匠法が施行され、新規性阻却事由が世界公知にまで拡大されるとともに、従前は最長15年であった権利期間が最長25年となった。

マレーシアは、シンガポールと同様に修正実体審査制度(MSE)を採用しており、我が国特許庁がその所定特許庁となっている。日マレーシア両特許庁長官によるMSE申請手続簡素化に係る覚書への署名¹(2007年3月)、日・マレーシア経済連携協定(EPA)第1回知的財産小委員会におけるMSE制度運用改善の確認(2008年1月)等、MSEの利用促進のために様々な取組が進められている。

また、マレーシア知的財産公社と我が国特許庁は、2015年1月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、実体審査能

力の強化や方式審査自動化支援等を含む協力覚書を取り交わした。同覚書に基づき、2014年度は、バイオテクノロジー・ナノテクノロジーの技術分野における特許審査官の派遣等を行った。

なお、2013年4月からは、マレーシア知的財産公社が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査を、我が国特許庁が管轄している。さらに、2014年10月1日から、我が国特許庁とマレーシア知的財産公社との間でPPHの試行プログラムを開始している。

⑨ミャンマー

民主化・経済改革に向けた動きが急速に進展しているミャンマーは、消費市場としての魅力(人口約5,100万人)に加え、ASEAN、中国、インド等への高いアクセス性、豊富で安価な労働力等から、投資先として注目されている。他方、知的財産を保護する法制度整備が十分でなく、また、未だ知的財産庁が設立されていない。ミャンマー政府にとっても、外国からの投資を呼び込み、更なる経済発展を遂げるためには、知的財産関連法の制定、知的財産庁の設立、知的財産庁職員の能力向上など、知的財産権を適切に取得・保護できるような制度整備が急務の課題となっている。

このような状況の中、ミャンマー科学技術大臣及び同副大臣と我が国特許庁長官は、2013年2月にミャンマーの首都ネーピードーにおいて会談を行い、ミャンマーにおける知的財産システムの構築に向けた両国間の協力が進展した。さらに、2014年8月、ミャンマー科学技術省と我が国特許庁は、知的財産法案及び知的財産庁設立支援、及び知的財産庁設立後の業務運営支援等に向けた、2014年度の協力に関する文書に署名した。

我が国特許庁は、ミャンマー科学技術省が策定している知的財産法案や知的財産庁の業務運営に対しての助言、特許・意匠・商標審査に関する研修等を行ってきた。さらに、上

1. http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/asia-mmse_tetuzuki.htm

記協力に関する文書に基づき、2014年3月、我が国特許庁は、現地で直接、知的財産制度整備の支援にあたるため、ミャンマー科学技術省へ JICA 専門家として特許庁職員を長期派遣した。知的財産庁の設立へ向けて準備を進めているミャンマーに対して、我が国特許庁の業務運営に関するノウハウを提供し、知的財産庁業務が円滑に立ち上がるよう支援を行っている。このような支援の成果もあり、ミャンマー知的財産法案は成立に向けて着実に前進している。

⑩ラオス

ラオスは、2013年2月に WTO への加盟

を果たし、2013年の実質 GDP 成長率8%を達成するなど、今後も高い経済成長が見込まれる。このような中、ラオスは、知的財産法に関連する細則の整備を行っており、基本的な知的財産制度が整備されつつあるが、その運用に関してはまだ不十分であり、2014年12月の時点でラオスにおいて特許権が設定登録された実績はない。

また、ラオス科学技術省と我が国特許庁は、2015年5月に、これまでの両庁間の協力関係の更なる強化のため、人材育成支援、ITインフラの改善、知的財産の普及啓発支援等を含む協力覚書を取り交わした。

Column 28

ASEAN における特許審査促進に向けて

6億人を超える総人口を有し、経済成長の著しいASEAN諸国は、我が国の企業にとって、生産・開発拠点としてだけでなく魅力的な消費市場として、その存在感を高めています。また、2015年はASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community：AEC）設立のターゲットイヤーとされており、世界各国からも注目を集めています。

このように世界各国からの高い関心を受けて、ASEAN諸国における特許出願件数は、伸び率は緩やかながらも年々着実に増加しています。他方、ASEAN諸国における特許庁には、審査官の人的資源不足を始めとして特許審査体制の整備が必ずしも十分でないところもあり、日本貿易振興機構バンコク事務所（以下、「JETROバンコク事務所」といいます。）が昨年行ったサンプル調査によれば、外国特許出願の権利化までの平均期間が、インドネシアでは約5年2か月、ベトナムでは約7年6か月、タイでは約10年11か月だったというデータもあります。

このような状況の中、我が国企業がASEAN諸国において必要な権利を早期に取得できる環境作りの一環として、我が国はASEAN諸国との間で特許審査ハイウェイ（PPH）の締結を推進しています。2015年6月現在、シンガポール、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシアの5か国との間で試行プログラムを実施中であり、今後必要に応じて他のASEAN諸国へも対象国を拡大していく予定です。

2015年3月には、日本国特許庁とJETROバンコク事務所の共催により、タイ・バンコクにASEAN主要6か国（インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン）の特許庁の担当者を集め、「特許審査ワークシェアリングに関するワークショップ」を開催しました。このワークショップでは、PPH案件の迅速・的確かつ効率的な運用に向けて、各特許庁におけるPPHに関する手続・実務のベストプラクティスが共有されました。

特に、ASEAN諸国の中で我が国からの進出企業数や特許出願件数が最も多いタイからは、2014年1月の試行プログラム開始からわずか1年間のうちに、我が国企業から100件以上のPPH申請が行われた旨、また、PPH申請から一次審査通知までの平均期間が半年以下というスピード感で審査を行っている旨の紹介がありました。

また、東南アジア地域における横断的な日系企業の知財活動を支援する東南アジア知財ネットワーク（事務局：JETROバンコク事務所）では、2014年12月と2015年2月の2回にわたり、ハイブリッド自動車技術とバイオ技術について、メンバー企業の協力の下、タイ知的財産局の審査官に対する技術説明会を実施しました。この技術説明会は審査官とメンバー企業の双方から大変好評であったことから、2015年度も技術分野を変えて実施していく予定です。



ワークショップ集合写真



技術説明会風景

5 欧州における動向

欧州では近年、欧州特許制度改革の動きが活発になり、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向け大きな成果があった。

また、欧州では、欧州特許庁が中核として大きな役割を担っており、様々な取組の下、欧州特許庁が開発するサーチや分類のシステムは欧州外へも広がりを見せている。その一方で、欧州各国特許庁も欧州特許庁と協調し、また、差別化を図りながら、様々な取組を行っている。

(1) 我が国との関係

我が国と欧州は、欧州連合（EU）、欧州特許庁（EPO）、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、我が国特許庁（JPO）とEPOの間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五大特許庁協力を通して交流を図っている。また、商標の分野においては、JPOとOHIMの間で、商標五庁会合（TM5）を通して意見交換を行っている。さらに、意匠分野では、日欧意匠専門家会合やTM5意匠セッション¹を通じて、OHIMと意見交換を行っている。その他、JPOと欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流などを通じて積極的に関わりを持っている。

2012年11月には、EU外務理事会は、日・EU間の経済連携協定（EPA）に係る欧州委員会の交渉権限を採択した。事務的な調整を経て、2013年4月、同EPA交渉第1回会合が開催され、その会合では、交渉の分野や取り進め方等について議論が行われ、双方代表団の間で認識を共有した。また、専門家会合において、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の分野についての議論が行われた。その後、2015年2月には、第9回会合が開催され、これまでの会合では、第1回会合に引き続き、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の分野についての議論が行われた。当該EPAを通じて日本と欧州の関わりはより深まることが期待されている。

(2) 近年の知的財産政策の動向

① 欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約（EPC）に基づく出願を行うことが可能であり、欧州特許庁（EPO）において出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPOにおいて特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある。また、各国の権利は独立しているため、特許権を行使する際には、各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会及びEU理事会は統一的な効力を有する欧州単一効特許（以下、「単一特許」）を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所を創設する協定がEU各国の署名により成立した。

単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、欧州特許庁で出願から審査までの手続を経た後、2015年2月末時点で参加を表明していないイタリア、スペイン、クロアチアを除く25のEU加盟国の間で単一的な効力が与えられる。また、新たに創設される統一特許裁判所は、批准した協定締約国におい

1. 2014年12月の第3回TM5において、同会合内で行われてきた意匠セッションを分離することに合意したことから、2015年以降は意匠（ID）会合としての開催が予定されている。

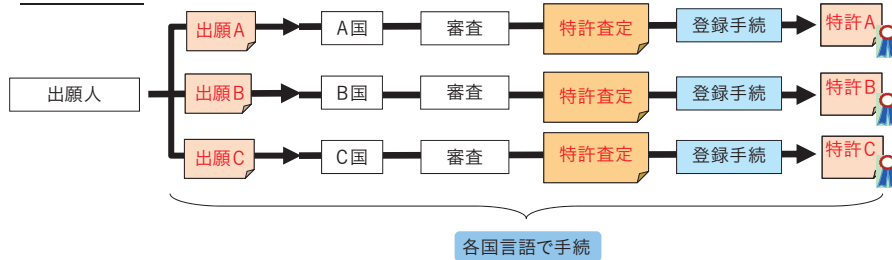
て、単一特許のみならず、欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、統一特許裁判所協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、統一特許裁判所協定の発効には、英独仏を含む13か国以上による批准、及び、ブリュッセルI規則¹の改正が必要と規定されている。

2015年2月末時点では、オーストリア、

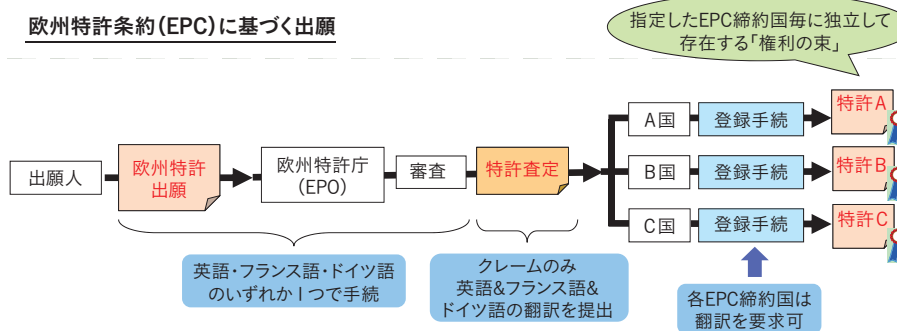
フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタの6か国が批准済みである。統一特許裁判所協定の発効及び同協定に連動する欧州単一特許制度の施行開始は、2014年12月18日時点でのEU加盟国の国内の批准プロセスと統一特許裁判所の創設準備作業の進捗状況を踏まえ、早くても2016年の早期になるものと見込まれおり、特別委員会²に

3-1-19 図 現行の出願ルート

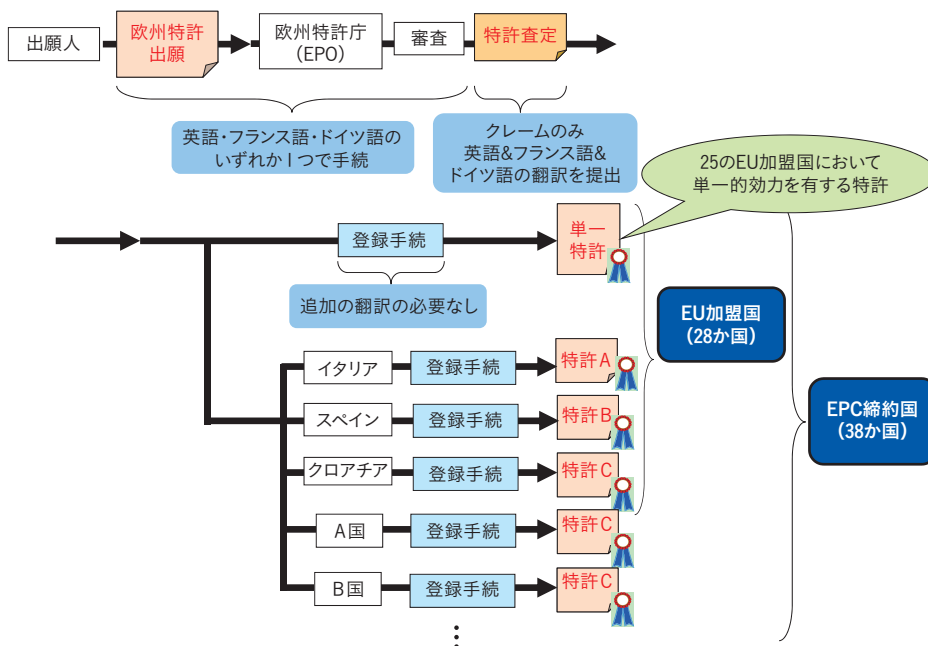
各国毎に出願



欧州特許条約(EPC)に基づく出願



3-1-20 図 単一特許の出願ルート



1. EU加盟国間における国際裁判管轄ルールを定め、判決の承認と執行に関する手続の統一及び簡素化を図るための規則。
2. 単一特許規則第9条(2)の規定に基づいて設置された委員会であり、単一特許の更新手数料の水準及び更新手数料の参加加盟国への配分割合を決定し、欧州特許庁によって行われる単一特許の管理業務を統治・監視するもの。

より、統一特許保護に関する実施細則（単一効の請求手続、ライセンス・オブ・ライトの申請手続、更新手数料の支払手続、登録原簿への登録等）の策定作業が行われ、そして、統一特許裁判所準備委員会¹により、法的枠組、財政、情報技術（IT）、施設、及び人材・研修の五つの作業部会に分かれて統一特許裁判所の運用開始へ向けた準備が進められている。

②ACTAの批准を否決

欧州議会は、2012年7月に、偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の批准に関し、投票結果に基づき否決した。これによって、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第207条および第218条に基づき、EUにおけるACTAの批准・発効することが不可能となった。また、各EU加盟国も同様にACTAの批准をすることができなくなった。

ACTAは、我が国が模倣品・海賊版防止のための新たな国際的枠組みの策定を提唱したものであり、2011年10月1日に東京で開催された署名式において、オーストラリア、カナダ、韓国、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、米国、日本の8か国によって署名が行われていた。そして、EUおよび22のEU加盟国²は、EU理事会における全会一致の承認を経た後、2012年1月26日に東京において署名を行っていた。

ACTAは、6か国以上の批准によって発効することとされており、我が国では、2012年9月、批准することが衆議院本会議において賛成多数で可決されている。

欧州議会のプレスリリースによれば、リスボン条約の発効によって欧州議会の権限が強化されて以来、その権限を行使した初めての事例であるとしている。

③欧州における標準必須特許を巡る動向

特許侵害訴訟において、被告が特許ライセ

ンス契約を求めた際に、原告である特許権者が差別的でなく妨害的でないライセンス契約の締結を拒否した場合、被告は、特許権者による差止請求に対して、「市場における支配的地位の濫用」を理由として抗弁することができる。

ドイツにおいては、同国の最終審級による当該観点の抗弁に関する判断として、2009年5月の「オレンジブック・スタンダード事件」連邦通常裁判所判決（以下「オレンジブック事件判決」という。）が存在する。

連邦通常裁判所は、特に、既に侵害行為がなされてしまっている状況において当該抗弁が成立する場合においては、「ライセンス許諾を求める侵害者には『契約に忠実な』対応が求められる」として、付随条件なしの拘束的なライセンス許諾の申出を行うことに加え、既に特許権侵害を行っている侵害者が「対価の支払いによってライセンスを受ける意思を有している」というだけでは足りず、特許権者が侵害者に対して既にライセンスをしたに等しい状況であることに対応して、侵害者も過去の特許の実施行為に対して「ライセンスの対価の支払い義務に応じなければならない」などとしている。

現在、ドイツにおける侵害訴訟では、オレンジブック事件判決におけるこれら判示事項に従って紛争解決がなされている。

他方で、欧州委員会は、2012年12月に、サムスンがアップルに対して多数のEU加盟国において自身の携帯電話標準必須特許に基づき侵害差止めを求めていた事案について、欧州委員会から「標準必須特許が関わっており、侵害者が将来のライセンシーとして、『FRAND条件』によるライセンスを受けるべく交渉する意思がある場合には、侵害差止請求は濫用と解され得る」として、サムスンの行為が欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第102条の禁ずる「市場における支配的な地位の濫用」に該当する旨の予備的

1. 統一特許裁判所の署名国の代表者によって構成される委員会であり、統一特許裁判所が円滑に運用開始できるよう準備を行うもの。

2. オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国

見解を示した。

標準必須特許をめぐる特許訴訟として、中国の二大通信機器メーカーであるファーウェイと ZTE との間で、次世代移動体通信システムに係る技術標準の一つである LTE (Long Term Evolution) 標準の必須特許をめぐる、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所で争われている。本訴訟事件において、標準必須特許権者であるファーウェイに対し、被疑侵害者である ZTE は、技術標準に係る必須特許について TFEU 第 102 条に照らして「FRAND 条件 (fair, reasonable and non-discriminatory terms)」によるライセンスを行う義務がある旨、反トラスト法の観点から抗弁している。

ドイツにおける現状の判断基準（オレンジブック事件判決における判示事項）と、当時審理中のサムスン対アップル事件において予備的に示されていた欧州委員会の見解とが矛盾するおそれがあることにかんがみ、デュッセルドルフ地方裁判所は、同裁判所に係属中のファーウェイ対 ZTE の特許権侵害訴訟の手続を中止し、EU 法の最終審級である欧州連合司法裁判所 (CJEU) に対し、TFEU 第 102 条の解釈に関するその予備的判決を求めて質問を付託している。

2014 年 11 月に、CJEU の Wathelet 法務官 (Advocate General) は、この質問に関して、CJEU がどのように回答すべきかについて提案する、自身の意見を公表した¹。

(3) EPO の取組

欧州の特許制度については、EPO が中核として大きな役割を担っている。EPO は欧州特許条約 (EPC) に基づき設立された機関であり、EPC の現在の締約国数は 38 国になる。EPO において審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。さらに、2015 年 3 月より、EPO で付与された欧州特許のモロッコにおける認証（権利化）が可能となった。モ

ロッコにおいて認証された欧州特許は、モロッコの法律に従い、モロッコの国内特許と同じ法的効果を有する。モロッコは、欧州特許条約 (EPC) の締約国 (38 国)・拡張協定国 (2 国) 以外で、欧州特許の認証制度を導入した最初の国となった。さらに、EPO は、チュニジア及びモルドバに対しても欧州特許の認証へ向けた交渉を行っていることを公表している。

また、EPO は、イスラエル特許庁 (ILPO) と特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムを開始するための二庁間協定に署名した旨、2014 年 12 月 5 日に公表した。EPO と PPH 合意をした特許庁は、五大特許庁 (日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、中国国家知識産権局 (SIPO)、韓国知的財産庁 (KIPO)、カナダ知的財産庁 (CIPO)、メキシコ産業財産権庁 (IMPI)、シンガポール知的財産庁 (IPOS) に続いて 8 番目となる。

EPO は、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

①規則改正

a. 分割出願について

2013 年 10 月、EPO は、分割出願の要件について規定する欧州特許条約 (EPC) 規則 36 の再改正について、管理理事会で合意に達し、それにより、分割出願の 24 月の時期的要件は廃止される一方、2 世代目以降の分割出願に追加手数料が課されることになる。改正規則は 2014 年 4 月 1 日に発効した。

b. Euro-PCT ルートについて

2013 年 10 月、EPO は、欧州特許条約施行規則 (EPC 規則) の規則 164 及び 135(2) を改正する旨の欧州特許機構管理理事会の決定を公表した。改正規則は 2014 年 11 月 1 日に発効した。

今回の改正案は、Euro-PCT ルート (PCT

1. 本件については、本訴訟事件の当事者であるファーウェイ及び ZTE に加え、オランダ及びポルトガル両政府並びに欧州委員会が書面での見解を提出しており、オランダ及びフィンランド両政府並びに欧州委員会は、9 月 11 日に CJEU にて開催された口頭審理において弁論を行った。
コラム 29 参照

経由で欧州域内に入る国際出願のルート)の機能を高める目的でなされている。改正前の規則 164(1)の下では、EPO が国際調査機関 (ISA) でなかった場合、発明の単一性の要件を満たしていないと、補充欧州調査報告 (supplementary European search report) は、クレームの最初に記載されている発明に対してのみ作成され、その他の発明についても審査を受けるためには分割出願を行うしかない。改正規則 164(1)のもとでは、追加の調査手数料 (search fee) を支払えば、その他の発明についても補充欧州調査報告書が作成され、審査を受けられる。

改正後の規則 164(1)は、補充欧州調査報告が発効日 (2014 年 11 月 1 日) までに作成されていない出願に適用される。

また、EPO が ISA 又は補充国際調査機関 (SISA) であった場合に、国際段階で EPO が調査を行っていない発明に対して審査請求がなされると、改正前の規則のもとでは、追加の調査手数料を EPO に支払う方法がなく、国際段階で EPO が調査を行った発明に限定するよう求められていた。改正規則 164(2)の下では、追加の調査手数料を支払えば、国際段階で EPO が調査を行っていない発明に対しても調査が行われ、審査を受けられることになった。

改正後の規則 164(2)は、EPC 第 94 条(3)及び規則 71(1)及び(2)、場合によっては規則 71(3)に基づく最初の連絡が、発効日 (2014 年 11 月 1 日) までに作成されていない出願に適用される。

c. 手続料金について

2013 年 12 月、EPO は、手続料金を 2014 年 4 月 1 日から平均 4.3% 値上げすることを公表した。また、同年 12 月 19 日には、審判請求料の一部返還制度の導入と、出願料・審査料の減額制度の変更を 2014 年 4 月 1 日に実施することを公表した。

ア) 手続料金の値上げについて

手続料金の値上げは、インフレ調整に基づくものであり、2006 年から 2 年ごとに実施

されているもの。今回の料金規則改正では、国際調査手数料は 1,875 ユーロに据え置かれる一方で、欧州段階の調査料が 10.3% 引き上げられて 1,285 ユーロになり、両者の差が縮まることとなった。また、審判請求料は 50% 引き上げられて 1,860 ユーロとなった。このほか、2~4 世代目の分割出願には 210~630 ユーロ、5 世代目以降の分割出願には 840 ユーロの追加手数料が課されることになった。

イ) 審判請求料の一部返還制度の導入について

改正前の制度でも、審判請求料は、請求の理由を提出する前であってかつ請求の理由の提出期限 (4 か月) の満了前に審判請求を取り下げた場合、全額が返還される。しかし、この期限を逃すと返還を受けることはできない。

今回の規則改正により、上記の期限を過ぎても一定の期間内に審判請求を取り下げると、審判請求料の 50% の返還を受けることができるようになった。本規則改正は 2014 年 4 月 1 日に発効し、発効日に係属している審判事件に適用される。

ウ) 出願料・審査料の減額制度の変更について

改正前の制度では、英独仏語以外を公用語とする欧州特許条約 (EPC) の締約国の国民、又は当該国に住所若しくは主たる営業所を有する者は、当該国の公用語で書類を提出することができるが、後に英、独又は仏語の翻訳文を提出することが求められていた。このような場合、出願料、審査料、異議申立料、審判請求料等が 20% 減額される。

今回の規則改正により、上記の減額制度の対象が出願料と審査料のみに限定されるとともに、対象者も中小企業、自然人又は非営利組織・大学・公的研究機関であって、英独仏語以外を公用語とする欧州特許条約の締約国の国民、又は当該国に住所若しくは主たる営業所を有する者に限定される。他方で、減額は 30% に引き上げられる。

②機械翻訳

2010年11月、EPOは、Google社と特許文献の多言語の機械翻訳に関し、長期的な連携協定に合意し、2012年2月には、新しい機械翻訳サービス「Patent Translate」の提供を開始した。2015年3月時点で、EPC締約国の28の公用語に加えて、中国語、日本語、韓国語、ロシア語の合計32言語について機械翻訳を提供している。

③各特許庁との共通特許分類

a. 米国

2010年10月、EPOは、米国特許商標庁（USPTO）とともに、両庁間で共通に用いる特許分類であるCPC（Cooperative Patent Classification）を作成することを発表した。CPCは、EPOの内部分類であるECLA（European classification system）及びICO（In computer only）を基礎とした特許分類である。2012年10月には、CPCウェブサイト¹において、全技術分野におけるCPC分類表、一部の技術分野の定義、及び、国際特許分類（IPC）及びECLAとCPCとのコンコーダンス（対照表）を公表し、2013年1月にCPCが発効した。EPOは2013年1月からCPCの付与を開始し、内部分類としてUSPC（US Patent Classification）を使用していたUSPTOは、2013年1月からの2年間は公開公報にCPCとUSPC双方を付与するものの、登録公報については少なくともUSPCを付与しCPCの付与は任意とする移行期間とし、2015年からCPCのみでの付与を開始している。

b. 中国

2013年6月、EPOは、EPOと中国国家知識産権局（SIPO）とが、特許分類の分野での協力を強化するための覚書（Memorandum of Understanding：MoU）に署名し、SIPOがCPCを使用することに合意したと公表した。

この覚書の条項によれば、2014年1月か

ら、SIPOはいくつかの技術分野において新規に公開される特許出願について、EPOによる特別研修を受けた後に、CPCの付与を開始するとともに、2016年1月からは全ての技術分野の特許出願についてCPCを付与するよう努力することとされている。

c. ロシア

2013年9月、EPOは、EPO及びロシア特許庁（Rospatent）との間で、Rospatentが2016年1月から新規に公開される特許出願へのCPCの付与を開始すること、及び、2017年からは過去に公開された特許文献へのCPCの付与を開始することに合意したと公表した。

④係属中の出願の法的安定性を向上させる枠組について

EPOは、2014年7月から、係属中の出願の法的安定性を向上させるスキームを開始した。本スキームは、「Early Certainty from Search」と名付けられ、以下の取組が行われている。

- ・全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行する。
- ・新たな出願の審査を開始するよりも、既に着手した出願の審査の完了を優先する。
- ・肯定的な見解書が発行された出願を迅速に処理する。

また、裏付けのある情報提供が第三者から記名で提出された出願について、優先的に審査を行うとともに、異議申立て、減縮及び取消しも優先的に取扱う。

この取組は、調査報告及び見解書を適時に発行することにより、特許取得戦略の確固とした基盤が早期に提供され、特許保護を求める企業や発明家のメリットとなるものである。また、先行技術の一覧と特許性に関する見解を早期に提供することにより、係属中の出願の透明性が高まり、一般公衆にとってもメリットとなる。

1. <http://www.cooperativepatentclassification.org/index.html>

⑤特許付与手続についてISO 9001認証を取得
EPO は、特許付与手続における先行技術調査、審査、異議、限定及び取消しに係る段階を網羅する同庁の品質管理システムについて、ISO 9001 認証を取得した旨 2014 年 12 月 9 日に公表した。

ISO 9001 認証は、品質管理システムについて国際的に認知された規格であり、その認証プロセスにおいては、経営幹部の参画、堅実な管理過程、モニタリング等が要求される。

(4) 欧州共同体商標意匠庁の取組

① 欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) の概要

OHIM は、1993 年に採択された欧州共同体 (EC) 商標規則に基づき設立された行政機関の一つであり、1996 年 1 月から共同体商標登録出願の受付を開始 (OHIM の公式な業務開始は同年 4 月 1 日) した。正式名称は、域内市場における調和のための官庁 (商標及

び意匠) (Office for Harmonization in the Internal Market (Trademarks and Designs)) であり、所在地は、アリカンテ (スペイン) である。また、2001 年 12 月、欧州閣僚理事会が EU 意匠規則を採択したことを受け、OHIM は登録共同体意匠の登録機関となり、2003 年 1 月から登録共同体意匠の受付を開始 (同年 4 月 1 日から登録を開始) した。さらに、2012 年 3 月、EU 理事会は、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門 (European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights)」を OHIM へ委任することを規定する規則案を採択し、2012 年 6 月に発効した規則 No. 386/2012 により、OHIM に委任された。これにより、OHIM は、これまでの共同体商標や共同体意匠の権利付与の役割に留まらず、あらゆる知的財産権の権利行使において重要な役割を担うこととなった。

3-1-21 図 OHIM ストラテジックプランの概要図



②OHIMストラテジックプラン2011/2015

OHIMは、2011年に「ストラテジックプラン」を策定した。同プランは、2011年から2015年までの5年間に欧州における意匠・商標のネットワーク構築に向けて必要な取組について、三つのゴール（運用の収束の推進、業務の品質向上及び最大限の迅速化、強く活力ある創造性に富んだ組織作り）とそれに向けた二つの柱（卓越した組織、国際協力）及び二つの柱を支える六つのアクション（人材改革、情報システムの簡素化及び近代化、労働環境の改善、IPアカデミー等の創設、品質改善・拡大、欧州ネットワークの構築）を掲げており、現在、OHIMは同プラン実現に向け、全庁的に取り組んでいる。

(5) 欧州各国の取組

①英国

ビジネス・イノベーション・職業技能省の下に、英国知的財産庁（UKIPO）が設置されている。同省が、特許、商標、意匠、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。UKIPOは、特許審査ハイウェイ（PPH）についても早くから取り組むなど、国際的な取組も活発であり、現在、日本、米国、韓国、カナダとPPHを実施している。また、オーストラリア、カナダの特許庁とバンクーバーグループを構成し、同グループ内での特許審査ワークシェアリングの促進、そのためのITシステムの整備などの協力を実施している。

政府全体としても、知的財産に力を入れており、特許権に基づく所得について低税率で分離課税する制度の導入の検討を表明し、パテントボックス制度として2013年4月から導入した。他方で、英国における現行のパテントボックス制度の下では、英国内のみならず、英国外で遂行されたR&D活動に関連する特許に由来する利益に基づいても、税の優遇を受けることができる。ドイツは、これが抜け穴のように機能して、EU内における先端

技術産業の投資の誘引・雇用の確保の国家間競争において不公正に作用することを批判していた。この問題は、経済協力開発機構（OECD）での税制の大枠の検討（「税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting：BEPS）プロジェクト¹」）の文脈でも議論されていた。BEPSプロジェクトでは、優遇税制措置は、実際のR&D活動を引き付けるのであれば、国内の成長や革新を支える観点から有益であるが、法人に対し、価値が実際に作られる場所から低税率で課税される他の場所に所得を移すことを促すだけであるならば、有益ではないとし、パテントボックスのような優遇税制措置において、実際のR&D活動を伴う利益に対して税の優遇をすることを条件とするアプローチの検討がなされた。

ドイツからの批判については、両国間の交渉の結果、2014年11月に英・独間で妥協案に合意した旨の共同声明が発出された。妥協案において、英国の現行のパテントボックス制度は、2016年の6月に新規の申請者の募集を締め切り、2021年6月までに廃止されること、特許や製品を開発するにあたり研究開発費が発生した場所に基つき税を優遇するルールに従い、改正されたパテントボックス制度に移行されること等が示されたが、2015年5月6日現在、続報は出ていない。

また、英国においては、特許制度の更新・改正・近代化を目的とし、2012年12月に、特許法改正に向けた意見募集が行われた。主な改正点は、現行法の下では出願公開がなされるまで他庁に情報提供を行うことができないこととされている先行技術文献調査・審査に係る情報を、出願公開がなされていない段階でも守秘義務を課して他庁と共有できるようにすること、及び、特許権者が自身の製品にウェブサイトのアドレスをマーキングすることを特許権の「みなし通知（constructive notice）」を行うためのオプションの一つとして認めることなどである。

そして、2013年12月、UKIPOは、中国

1. http://www.oecd-ilibrary.org/taxation/countering-harmful-tax-practices-more-effectively-taking-into-account-transparency-and-substance_9789264218970-en

国家知識産権局（SIPO）との特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムの実施に関する合意文書に署名をした。UKIPO にとっての PPH 合意は、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、韓国知的財産庁（KIPO）、カナダ知的財産庁（CIPO）、ドイツ特許商標庁（DPMA）に続いて 6 番目である。

②ドイツ

ドイツは、地理的な位置ばかりでなく、国の規模や国力の面でも欧州の中心的な存在である。製造業も盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多く、税関なども模倣品の取り締まりに積極的であると言われている。また、ミュンヘンには、欧州特許庁（EPO）や世界的に有名なマックス・プランク知的財産・競争法研究所がある。ドイツの知的財産制度については、連邦司法省の下にドイツ特許商標庁が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、商標及び意匠の審査・登録や、従業者発明の報償の調停などの中核を担っている。

同庁は、2014 年 9 月に、シンガポール知的財産庁（IPOS）との間で特許審査ハイウェイ（PPH）の試行プログラムを開始することに合意したことを発表した。同庁にとっての PPH 合意は、日本国特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、韓国知的財産庁（KIPO）、カナダ知的財産庁（CIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）、英国知的財産権庁（UKIPO）、フィンランド特許庁（PRH）、オーストリア特許庁（APO）に続いて 9 番目となる。

また、ドイツにおいては、2013 年 7 月、特許法改正法案がドイツ連邦参議院（上院に相当。以下、「参議院」）を通過した結果、ドイツ特許法が改正されることとなった。本法案は、2012 年 5 月に連邦政府がドイツ連邦議会（下院に相当。以下、「議会」）に提出していたところ、2013 年 6 月に議会がこれを可決し、その後、参議院がこれを可決。この結果、同国において、同法案の内容に従って特許法が改正されることとなった。

今般の特許法改正における主要な項目は、

以下のとおり。

- （i）特許出願・付与後の特許のファイル（審査書類）のインターネットを通じた閲覧制度の導入
- （ii）英語・フランス語の出願書類について、翻訳文の提出期限を、出願提出後 3 か月から 12 か月に延長
- （iii）ドイツ特許商標庁により作成される「サーチレポート」の内容の改善（出願された発明の新規性・進歩性についての特許取得見込みに関する説明を含む形で提供。調査請求適格を出願人のみに制限。なお、発明の単一性が欠如している出願については、サーチレポートの作成対象を単一性のある発明に限定。）
- （iv）特許付与手続における聴聞を、出願人の請求を受けた際には、必ず実施するよう義務化
- （v）ユーザーとドイツ特許商標庁との間の連絡において要求されている電子署名に関し、その要否や入手方法を、参議院の承認を得ることなく連邦司法省が決定できることとし、これによって、将来、電子署名の要求を廃止可能として、連邦司法省が実現しようとしている手続簡素化を推進
- （vi）特許出願に係る発明者指定要件の厳格化（発明者の指定がなされていない場合であっても特許付与を実施しつつ、その場合の発明者指定のための事後手続を例外的に認めて瑕疵の治癒の機会を与えていた制度及び運用を改め、発明者が指定されている出願のみに、特許が付与される制度とする。）
- （vii）異議申立て期限を、特許付与の公告後 3 か月から 9 か月に延長。異議申立てにおける手続に係る審議を原則公開化。
- （viii）特許の保護対象から除外されていた「植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法」について、当該方法「のみ」によって得られた「植物若しくは動物」それ自体も、特許の保

護対象から除外するよう明確化

③フランス

フランス経済・財政・産業省の所管庁の下にフランス産業財産権庁（INPI：Institut national de la propriété industrielle）が設置されており、特許制度、意匠制度、商標制度を所管している。フランスは1968年より審査主義を採用している。ただし、直接なされる出願については、サーチレポートに新規性・進歩性を阻害する先行技術文献が提示されるが、進歩性欠如を理由に拒絶することはせずに、新規性などその他の特許要件を具備すれば特許される制度になっている。

同庁は、フランス国内に22の地方支局を持っている。この地方支局においては、特許出願、商標出願を受理することが可能となっているだけでなく、支局の職員が、出願に関するアドバイス、コンサルティングのサービスを中小企業、大学等に提供している。また、企業の知的財産戦略を分析した上で、更なる知的財産の活用によってどのような利益を得ることができるのか情報提供を行い、知的財産に対する認識を向上させる活動を実施するなど、きめ細かい支援を行っている。

さらに、同庁は、ドバイ（アラブ首長国連邦）、北京（中国）、ラバト（モロッコ）、ブラジリア（ブラジル）に模倣品対策を目的とした海外拠点の有している。

④その他の欧州各国

欧州特許庁（EPO）が存在する一方、欧州各国にも特許庁が存在し、EPOへの業務の集中化と分散化をめぐって綱引きが行われている。EPOへの出願が順調に増加してきたのとは対照的に中小規模の知財庁にとっては自分たちの存在意義が失われるのではないかとという危機感も根強い。このような状況で、中小規模の知財庁は様々な取組を行っている。

（i）国際調査機関・国際予備審査機関

スウェーデン特許登録庁は、PCTが施行された当初の1978年からの国際調査機関、

国際予備審査機関であり、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧5か国からの出願に対して国際調査機関、国際予備審査機関として活動することが認められており、手続言語もデンマーク語、英語、フランス語、フィンランド語、ノルウェー語、スウェーデン語と六つの言語をカバーしている。また、1998年よりトルコ特許庁から審査の外注を請け負っている。

さらに、デンマーク特許商標庁には、「北欧特許庁」と看板を掲げた小さな部屋が存在している。この北欧特許庁は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの3か国によって2006年に設立され、主にPCTの国際調査機関、国際予備審査機関として活動している。北欧特許庁は、EPOと異なり実体のないバーチャルな機関であり、実際の審査業務は、デンマーク特許商標庁とノルウェー産業財産庁に下請けされている（アイスランド特許庁は実体審査機能を有していない）。

また、2015年2月、チェコ、ハンガリー、ポーランド及びスロバキア（ヴィシェグラード4か国：V4）が、ヴィシェグラード特許機構（VPI）に関する協定に署名したことを公表した。VPIは、特許協力条約（PCT）の国際調査機関（ISA）及び国際予備審査期間（IPEA）として活動することを目的として設立されるもので、中欧及び東欧地域において、イノベーションと創造性の育成及び経済成長と競争力の促進に寄与することが期待されている。

出願人にとって母国語を利用できる利点があり、PCT出願にかかるコストが25%（出願人が企業の場合）又は37%（出願人が個人の場合）、それぞれ削減されることが期待されている。また、周辺国の知的財産庁がVPIを管轄ISA及びIPEAとして指定すれば、当該周辺国の出願人に対しても同様のサービスを提供するとしている。VPIは、PCT締約国が意思決定を行うPCT同盟総会で承認を受けたうえで、2016年に活動を開始する予定である。

(ii) 中小規模の知財庁の独創的なサービス
欧州のいくつかの中小規模の知財庁では、独自の有料サービスを提供しており、例えば、オーストリアは、先行文献サーチ、侵害サーチ等のサービス、北欧特許庁は、先行文献サーチのサービスを提供している。さらに、スウェーデンは、新規性サーチ、既に成立している特許の有効性サーチ等のサービスを提供する他、技術動向分析サービスを提供している。

また、英語による審査を受け付けている知財庁もあり、スウェーデンでは、2014年7

月1日以降のスウェーデンの国内特許出願について、英語での手続きが可能となった。ノルウェーは、欧州特許条約のロンドン・アグリーメントへの対応により、欧州特許をノルウェーで権利化する際のノルウェー語への翻訳要件を緩和するとともに、ノルウェー国内特許出願及びPCT国際特許出願のノルウェー国内段階についても、英語での特許取得手続きを可能とする制度改正を2015年1月1日に施行した。

Column 29

標準必須特許をめぐるファーウェイ対 ZTE の特許権侵害訴訟に関する欧州連合司法裁判所（CJEU）の Wathelet 法務官の意見

標準必須特許をめぐる特許訴訟として、中国の二大通信機器メーカーであるファーウェイと ZTE との間で、次世代移動体通信システムに係る技術標準の一つである LTE (Long Term Evolution) 標準の必須特許をめぐる、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所で争われています。デュッセルドルフ地方裁判所は、同裁判所に係属中のファーウェイ対 ZTE の特許権侵害訴訟の手続を中止し、EU 法の最終審級である欧州連合司法裁判所（CJEU）に対し、TFEU 第 102 条の解釈に関するその予備的判決を求めて質問を付託しています。

2014 年 11 月に、CJEU の Wathelet 法務官（Advocate General）は、この質問に関して、CJEU がどのように回答すべきかについて提案する、自身の意見を公表しました。同法務官は、CJEU はデュッセルドルフ地方裁判所による付託質問に対して以下のとおり回答すべきであるとしていました。なお、法務官の役割は、完全に独立した立場で CJEU に対しその担当事件に係る法的解決策を提案することであり、法務官の意見は CJEU を拘束するものではなく、CJEU の判断が注目されます。

【法務官の意見】

- 1) 標準必須特許権者が第三者に対し「FRAND 条件（fair, reasonable and non-discriminatory terms）」によるライセンスを付与することを標準化機関に確約していた場合、当該標準必須特許権者が、侵害者が客観的に見てライセンス契約を締結する準備ができており、その意思があり、それが可能である旨を示しているにもかかわらずその確約を履行しない場合は、問題の標準必須特許の侵害差止請求は TFEU 第 102 条との関係で「市場における支配的地位の濫用」に該当する。
- 2) その確約を遵守し、市場における支配的地位を濫用しているとみなされないためには、被疑侵害者が標準必須特許侵害を認識している場合を除き、標準必須特許権者が侵害差止めを求める前に、当該被疑侵害者に対し、書面にて理由を示すとともに関連する標準必須特許とそれがどのように被疑侵害者によって侵害されたのかを具体的に明らかにしつつ、その事実に注意するよう警告しなければならない。標準必須特許権者は、いずれにしても、被疑侵害者に対し、問題となっている当該技術分野のライセンスにおいて通常含まれる、特に、実施料の正確な額及び当該額の算定方法等のすべての条件を含む、FRAND 条件に基づく書面によるライセンスの申出を被疑侵害者に対して提示しなければならない。
- 3) 侵害者は、当該ライセンスの申出に対して真摯な態度で（in a diligent and serious manner）応じなければならない。被疑侵害者が標準必須特許権者の申出を受け入れない場合は、即座に同特許権者に対して、合意できない条件に関する合理的な対案を書面で提示しなければならない。もし被疑侵害者の行為が純粋に戦術的なもの及び／又は時間稼ぎのためのもの及び／又は真剣ではないものであった場合には、侵害差止請求は市場における支配的地位の濫用には当たらない。
- 4) 交渉が開始されず又は不調である場合において、もし被疑侵害者が裁判所又は仲裁機関に FRAND 条件の確定を求めているのであれば、被疑侵害者の行為は時間稼ぎのためのもの又は真剣ではないものとは認められない。その場合、標準必須特許権者が侵害者に対して、実施料の支払いのための銀行保証を提供すること又は侵害者による標準必須特許の過去及び将来の使用に係る暫定総額を裁判所若しくは仲裁機関に供託することのいずれかを要求することは合法である。
- 5) 侵害者が、特許の有効性、自身がしたこととされている特許の技術の使用及び問題の標準必須特許の必須

性についてライセンス契約の締結後に裁判所又は仲裁機関において争う権利を留保したからといって、侵害者の行為は、時間稼ぎのためのもの又は真剣ではないものとは認められない。

- 6) 標準必須特許権者が会計報告を確保するために法的手段に訴えること自体は、市場における支配的地位の濫用を構成しない。問題の加盟国の裁判所が、当該措置が合理的かつ相応であることを確保すべきである。
- 7) 標準必須特許権者が、単に、過去に行われた当該標準必須特許の侵害への補償を得る目的で、過去の標準必須特許の使用行為に対して損害賠償を請求すること自体は、市場における支配的地位の濫用を構成しない。

Column 30

欧州連合を通過する模倣品等の税関取締りの在り方の議論の経緯と展望

欧州連合（EU）を通過（transit）する知的財産権侵害品（以下「模倣品等」）の税関取締りの在り方は、近年、EU での重要な政策上の論点となっています。

従来、オランダやベルギー等の税関は、第三国から EU を通過して他の第三国へ輸送される製品が EU 域内で効力を有する知的財産権に抵触する場合には、通過する製品を押収していました。他方で、英国、チェコ等は、そのような EU を通過するだけの製品は模倣品等に該当しないとの立場を採っていました。

このように、EU を通過する模倣品等について加盟国間で異なる対応がなされていたことから、2009 年にベルギー・英国の裁判所が相次いで EU の最高裁判所に当たる欧州連合司法裁判所（CJEU）に予備的判決を求めて質問を付託していました（それぞれ、「フィリップス事件」、「ノキア事件」）。

2011 年 12 月、CJEU は両事件を統合した予備的判決（「フィリップス・ノキア事件判決」）を下し、オランダ・ベルギーでの税関取締実務を否定し、第三国から EU を通過して第三国へ輸送される製品は、たとえそれが明らかな偽造やコピーであったとしても、原則として模倣品等には該当しないと判示しました¹。

なお、これらの質問付託の直前の 2008 年 12 月には、インド国内で製造されて同国からブラジルを仕向地として輸出され、両国では特許で保護されていなかったジェネリック医薬品が、オランダを通過する際に同国の特許権侵害を理由として押収されました。この対応について、インド及びブラジルは、「通過の自由」を保障する GATT 第 5 条に違反し、TRIPS 協定が途上国に認める公衆衛生政策の余地を制限する」などと非難して、2010 年 5 月、EU 及びオランダに対して協議を要請し、WTO 紛争解決機関に通報しました。協議の結果、この紛争は和解に至りましたが、EU での税関取締りの事例がこのような国際問題に発展したことも、フィリップス・ノキア事件判決の内容に少なからず影響を与えたものと考えられます。

さて、現在²、EU では、商標制度の改革に関する法案が審議されています。フィリップス事件・ノキア事件をめぐっては、産業界が一貫して「EU を通過する模倣品等についてもエンフォースメントがなされるべき」と主張していました。欧州委員会が 2013 年 3 月に起草した法案の原案においては、より実効的な税関エンフォースメントを求める産業界の声を受けて、EU を通過する商標権侵害品が EU 域内において流通するか否かによらず押収できるようにしてフィリップス・ノキア事件判決を上書きすることが、制度改正項目の一つとして提案されました³。

この制度改正項目には、法案審議の過程で修正が加えられ、欧州議会では、2014 年 2 月、最終仕向地である第三国での商標が有効に登録されていることを商標権者が証明できない場合には模倣品等を押収することができない旨が明記される形で、この項目について合意がなされました⁴。他方で、模倣品等の通過をめぐる立場を異にする加盟国政府間では議論が難航し、加盟国政府で組織される EU 理事会の立場は依然として明確にされていない状況です。

なお、欧州で開催された知財カンファレンス⁵において、欧州委員会の担当者は、EU 理事会・欧州議会の間で、商標権侵害品の最終仕向地に当該侵害品の投入を防止する権利を、商標権者が保持していないことを証

1. JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州連合司法裁判所、EU 域内の税関を通過する製品に対する権利行使について判示」を参照。http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20111204.pdf

2. 本稿執筆時の 2015 年 3 月現在。

3. JETRO 欧州知的財産ニュース「欧州委員会、共同体商標規則・商標ハーモ指令・OHIM 手数料規則の改正案を公表」を参照。http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20130405.pdf

4. 欧州議会が商標制度改革に関する法案について合意・採択した事項を要約したレポート（「Combating counterfeiting」の項目）を参照。http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/summary.do?id=1332678&t=d&l=en

5. 2015 年 3 月 11 日にブリュッセルにて開催された欧州共同体商標協会（ECTA）主催のラウンドテーブル

明する責任を、商標権者ではなく、侵害品の所有者に課す方向で妥結される見込みであると発言しています。

上述の知財カンファレンスにおいて、欧州委員会の担当者は、あくまで個人的な感觸と断りつつも、EUでの商標制度改革法案について、EU理事会・欧州議会の間で本年上半期中に最終合意がなされる可能性が高い旨を示唆していました。これに伴い、様々な政策上の論点が凝縮された模倣品等の通過の取扱いをめぐるEU内での調整も最終局面を迎える中、この制度改革項目が実際にどのような内容で妥結されることとなるのか、要注目です。

6 韓国における動向

韓国では、2012年の知識財産¹基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知的財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。また、2013年2月に政権を引き継いだ朴槿恵（パク・クネ）大統領も、新政権の140大政課題の一つとして、知的財産環境の整備を掲げるなど、知的財産重視の方向性を打ち出している。

本節では、韓国における産業財産権をめぐる動向や韓国特許庁の取組について紹介する。

(I) 我が国との関係

我が国特許庁と韓国特許庁（KIPO）とは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、意匠、商標、機械化、審判に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、両庁における国際審査官協議も積極的に行われており、特許審査についての相互信頼の醸成を図っている。

① 韓国特許庁との各種会合について

a. 日韓特許庁長官会合

第26回日韓特許庁長官会合は、2014年10月に東京で開催され、特許分野では、両庁の審査官協議のスキームを活用してPPH案件を使用した品質管理のモデルを構築すること、意匠分野では、日韓意匠共同審査プロジェクトの成果を民間に公表すること、商標分野では、日韓類似群コード対応表の作成並びに地域団体商標及び地理的表示リストの交換、機械化分野では、両庁間で交換した特許情報データについて原則として利用制限を設けないこと、審判分野では、日韓審判専門家会合を継続して開催すること等で合意した。

b. 日韓意匠専門家会合

第13回日韓意匠専門家会合は、2014年12月に東京で開催され、日韓両庁から提示した計10件の仮想案件について、両庁がそれぞれ事前に模擬審査を行い、創作非容易性の判断基準やプロセス、先行意匠調査の範囲

等について意見交換を行った。また、日韓共同意匠審査プロジェクト結果報告書の方向性について、今後検討を進めることに合意した。

c. 日韓商標専門家会合

第12回日韓商標審査専門家会合は、2015年3月に東京にて開催され、商品役務の分類、周知著名商標、非伝統的商標の動向等について情報・意見交換が行われた。また、ニース国際分類表における日韓類似群コード対応表作成及びIDリストの日韓対訳表の作成に関する具体的な内容、スケジュール等に合意した。なお、我が国ユーザーの要望として、2014年にKIPOに提示していた指定商品の包括表示について、KIPOは二つの包括表示について受入れ可能とし、今後必要な作業を進めることとなった。

d. 日韓機械化専門家会合

第17回日韓機械化専門家会合は、2014年9月に韓国テジョンにて開催され、日韓間のデータ交換の対象拡大に実務者間で合意するとともに、ワンポータルドシエとWIPO-CASEとの連携²、ワンポータルドシエの一般ユーザーへの提供³、審判システム等に関する議論を行った。

e. 日韓審判専門家会合

第5回日韓審判専門家会合は、2014年7月に韓国テジョンで開催され、KIPOにおいて日本国審判官によるセミナーを初めて開催

1. 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許など、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

2. 第2部第5章2. (2)①参照

3. 第2部第5章2. (2)②参照

するとともに、第2回国際審判官協議の計画及び第2回日中韓審判専門家会合における比較研究についての検討、両国特許庁の審判の現状についての情報交換等を行った。

(2) 近年の知的財産政策の動向

韓国政府は、2011年7月の「知識財産基本法」の施行に伴い、「国家知識財産委員会」を設置するとともに、第1次国家知識財産戦略計画（2012～2016）を策定し、知識財産の創出・保護・活用の好循環体系の構築を通じた「知識財産強国、豊かな未来」の実現に向けた取組を行っている。

また、2012年1月、韓国政府は、国家知識財産委員会において、李明博（イ・ミョンバク）大統領（当時）、金滉植（キム・ファンシク）国務総理（当時）出席の下、2012年を「知識財産強国元年」と宣言し、知的財産政策に対し積極的に財源配分を行った。この流れを受けて、2013年2月に政権を引き継いだ朴槿恵大統領も「知識財産の創出・保護・活用体系の先進化」を新政権の140大國政課題の一つとして発表している。

さらに、2014年10月には、64人の与野党議員と20人の官民専門家が参加し、グローバル特許立国への飛躍を目的とする「世界特許ハブ国家」推進委員会が発足し、知的財産関連法の改正などの環境整備に取り組んでいる。

① 知識財産基本法と国家知識財産基本計画

2011年7月、知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念並びにその実現に向けた基本事項を規定する知識財産基本法が施行され、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。これを受け、2011年11月には、「第1次国家知識財産基本計画（2012～2016）」が議決された。この計画では、5大分野として「価値ある知識財産の創出促進」、「知識財産保護の実効性確保」、「知識財産による新産業創出及び公正な活用秩序の実現」、「知識財産と親和的な社会

基盤の造成」、「新知識財産保護及び育成体系の確立」が掲げられて、グローバル競争力の強化や知的財産審査・登録の安定性向上、知的財産権人材の育成等が重点推進課題として挙げられている。また、2014年3月には、第10回国家知識財産委員会会議において、「2014年度国家知識財産施行計画」が策定された。同計画においては、「市場の需要に応える知識財産の創出」、「知識財産活用エコシステムを活性化」、「知識財産紛争及び侵害への対応を多角化」、「知識財産の公正取引及び尊重文化の拡散」、「地域 の 力 量 及 び 中 小・中堅企業支援を強化」、「知識財産サービス市場の専門性を向上」、「有望新知識財産の先制的発掘・育成」、といった重点7大推進課題が掲げられた。

② 知的財産の創出・保護・活用体系の先進化

2013年2月に誕生した朴政権は、「社会福祉の拡充」、「経済民主化」、「創造経済」の実現という政策三本柱のもと、韓国の國政課題を140大國政課題として発表した。その中で、知的財産に関するものを「知的財産の創出・保護・活用体系の先進化」として挙げている。主な内容は以下のとおりである。

- ・ 知的財産の価値評価及び金融活性化など、知的財産の利用を最大化
- ・ 知的財産の権利救済の実効性確保、及び侵害対応を強化
- ・ 中小・中堅企業の知的財産権紛争対応の力量を強化
- ・ 正当な知的財産保証システムの確立、及び国民の認識を向上

③ 世界特許ハブ国家推進委員会の活動

世界特許ハブ国家推進委員会は、各省庁や関連機関と協力し、特許権保護強化のための特許法改正案を2015年2月の臨時国会に発議した。本改正案は、侵害立証責任の原告から被告への転換（被告への実施行為開示義務新設）や3倍賠償制度¹の新設などを含んで

1. 故意又は重過失によって他人の特許権を侵害する場合には、実損害と認められる損害賠償額の3倍を超えない範囲内で損害賠償責任を認めるもの。

いる。

(3) KIPO の取組

KIPO は、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。2013 年 2 月の朴政権発足後、同政権の政策実現に向けて、知的財産分野での新たな戦略が発表された。

① 知識財産基盤の創造経済の実現戦略

韓国政府の政策三本柱の一つである「創造経済」の実現に向け、韓国特許庁は 2013 年 6 月、「知識財産基盤の創造経済の実現戦略」を発表した。これは、知的財産を基盤とする創造経済を実現するための 5 か年戦略を定めたもので、「創造と挑戦を通じて国民の幸せを実現」、「知的財産と共に成長する企業」、「創意努力を尊重する創造文化社会」を目標としている。主な内容は以下のとおりである。

a. 知識財産環境能力の強化戦略（点戦略）

- ・知識財産行政サービスの高度化
- ・知識財産関連の司法制度を確立
- ・国内外における知識財産ガバナンスを構築

b. 単位別の連結強化戦略（線戦略）

- ・知識財産に強い創意的な人材の育成
- ・知識財産中心の研究開発（R&D）の革新
- ・知識財産基盤の創業及び事業化を促進
- ・健全な知識財産市場の環境を構築

c. 環境全体の連携・統合戦略（面戦略）

- ・創意的アイデアの実現及び保護体系強化
- ・知識財産基盤の創造企業の成長を促進
- ・知識財産サービスに関する「政府 3.0¹」を実現

② 韓国特許庁の 2015 年度の業務計画

韓国特許庁は、2015 年 1 月、「知的財産

に基づいた創造経済の具現」というタイトルの 2015 年度業務計画を発表した。同業務計画は、2014 年に、特許庁が推進した政策の成果とこれに対する評価を基に、2015 年に特許庁が推進する政策に対する具体的なアクションプランと意志を示している。主な内容は以下のとおりである。

a. 特許審査前の支援を通じて、一層簡単に特許を登録

- ・審査サービス（特許 3.0²）として、出願人と面談を行う予備審査の対象拡大、出願人が補正案を正式に提出する前に検討する補正案のレビュー制度導入、高齢者の出願に対する優先審査拡大及び産業分野別の外部専門家が参加する審査等に取り組む。
- ・モバイル手数料の通知・納付システム構築、優先方式審査制度の拡大、ポジティブ方式審査³の全面的な実施等、ユーザーに配慮した方式審査制度を実施する。

b. R&D の全過程において特許情報を活用して優秀特許⁴の創出を支援

- ・中小企業を対象に、特許情報を活用した R & D 連携戦略の支援及びフォローアップを、国の優秀な科学研究室を対象に、IP-R&D 戦略の教育等、知的財産のコンサルティングを行い、大企業・政府共同で中小企業の IP-R&D 戦略策定の支援を試行的に推進する。
- ・3D プリンティング及び医薬分野の消滅特許に対して新市場の開拓、商用化、技術の発展などの機会として活用できるよう、戦略コンサルティングを提供する。

c. 特許紛争による輸出企業の隘路事項を解決

- ・様々なカスタマイズ型コンサルティング、非英語圏の国に進出する韓国ブランドを保

1. 2013 年 6 月に韓国政府から発表された、公共の情報を積極的に公開することを定めた計画。

2. 2006 年の特許 1.0（明確な拒絶理由を通知する審査サービス）、2008 年の特許 2.0（適時の審査サービス）に続くもので、補正案レビュー制度の導入などカスタマイズ型の審査サービスを提供するもの。

3. 方式審査システムの標準化を目指すもの。

4. 事業化等に結び付き、活用される特許のこと。

護するための「K-ブランド保護総合対策」、企業の紛争状況に応じたカスタマイズ型の訴訟保険の開発・支援等により、企業の紛争対応を支援する。

- ・特許侵害に対する損害賠償制度の改善、商標権特別司法警察の拡大による模倣品流通の撲滅、アイデア公募の約款見本拡散等により、知的財産を尊重する文化作りを行う。
- ・IP5、TM5等の国際協力を介して知的財産権の獲得支援および保護を強化し、UAE審査協力モデルを基に特許行政の韓流も拡散させる。

d. IP 金融システムを活性化し、知的財産基盤の創造企業を育成

- ・政策金融機関でのみ実施していた IP 金融を都市銀行でも活用可能にし、銀行のリスク負担緩和のため、2 銀行に各 200 億ウォン規模の IP 担保貸出の回収支援ファンドを造成する。
- ・新しいアイデアを事業化につなげるよう、知財サービスに対する研究開発を支援し、特許分析評価システム（SMART3）の特許情報 DB を公開して新規サービス創出を支援する。

e. いつでも、どこでも知的財産に関する教育を支援

- ・発明教育センターの活性化や、「知的財産一般」教科を開発してサイバー大学に単位取得コンテンツの提供を行うほか、知的財産単位銀行制度¹などを施行する。
- ・国家職務能力標準に基づいた学習モジュールを開発し、知的財産に強い産業人材を育成すると同時に知財教育をリードする大学を拡大し、また、知的財産に対して競争力を備えた企業の実務人材育成のため、カスタマイズ型 IP 経営教育プログラムの運営等を行う。

③制度改正の動向

2014 年の韓国の知的財産制度改正の主な動向として、特許法については、外国語出願明細書の補正基準を原文主義へ転換する等、特許出願の要件緩和を通じて創意的アイデアを保護するための改正が行われた。商標法については、同業者等が信義誠実の原則に反し出願した商標の登録を防止する等、公正で合理的な商標制度を確立するための改正が行われた。

また、改正前の特許法は、特許の実体面と手続的な面を規定した部分が混在しており、条文内容を理解しにくい側面があったため、全条文について、複雑で長すぎる文章を簡素化したり文を分けたりして簡潔にまとめ、分かりやすい法令へと改訂した。

a. 特許法改正（2015 年 1 月 1 日施行）

- ・研究ノートや英語論文でも出願が可能になるよう出願形式を緩和（ただし、一定期間以内に韓国語で書かれた正式明細書形式により補正が必要）。
- ・実施中か否かに関係なく、特許料の未納により特許権が消滅した全ての特許発明を回復できるようにし、特許権回復のための費用も特許料の 3 倍から 2 倍に下げて特許権者の負担を最小化（本改正は 2014 年 6 月 1 日施行）。
- ・出願人の真正な権利が記載されている外国語明細書の範囲において補正することができるよう補正基準を転換（翻訳文主義→原文主義）。
- ・外国語国際特許出願の韓国語翻訳文の提出を 1 か月延長できる制度を導入。

そのほか、特許用語の統一化、国内微生物寄託機関の指定及び管理規定の整備、医薬品の特許権存続期間延長登録出願制度の整備等、様々な分野での改正が行われた。

1. 高等教育レベルの生涯学習機会を保障することを目的として、大学卒業によらない学位取得制度のこと。

b. 商標法改正（2014年6月11日施行）

- ・商標ブローカーなどにより有名芸能人や放送プログラムの名称が無断で登録された場合、使用制限及び登録取消が可能。
- ・代理人又は代表者が商標権者の同意なしで無断で商標出願した場合、商標権者の情報提供がなくても審査官の職権調査により登録を拒絶。
- ・使用による識別力の認定要件のうち、一般消費者に広く知られてなくても一定地域以上において該当商品の取引業界において特定人の商標として認識されれば識別力を認定。
- ・有名商標を全く違う商品及び業種として使用しても有名商標の識別力や名声に毀損の可能性がある商標は、登録を拒絶するよう規定。

Column 31

韓国の職務発明制度

韓国では2014年1月31日から新しい職務発明制度（改正発明振興法、以下、「法」）が施行されています。この制度は、従来の制度よりも企業側に多くの義務を課すものとなっており、韓国で研究開発を行う企業にとって影響が大きいものです。以下、現行の韓国職務発明制度についてご紹介します。

○企業が職務発明に関して通常実施権を取得できない？

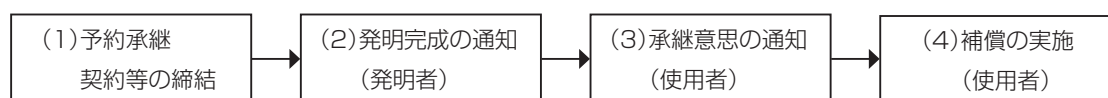
従来職務発明について「特許を受ける権利」は原則として発明者に帰属するものの、使用者である企業が少なくとも「通常実施権」を取得できるということは、当然の権利として保障されていましたが、韓国の新制度では、中小企業以外の大企業・中堅企業等においてはその通常実施権の取得ですら無条件ではなく、次のような条件を満たす必要があるとされています（法10条）。

従業員等との協議を経て、特許等を受ける権利や特許権等を使用者等に承継させる又は専用実施権を設定するという内容を含む契約または勤務規程を予め締結または作成していること

上記協議をどの程度行うべきかという明確な指針はありません。しかし、このような権利の予約承継の定めは職務発明補償規程の中に含まれる場合が多いところ、補償規程に関しては発明振興法施行令において、新規作成の場合は協議において従業員等の過半数の賛成が、変更の場合には不利益を被る従業員等の過半数の同意が必要とされています。

○権利を承継するには？

使用者が権利を承継するには、次の(1)～(3)ステップを踏む必要があり、更に(4)の義務を負います。



上記(3)については、上記(2)から4か月以内に行う必要があり、行わない場合には特許を受ける権利等の承継を受けることができません（法13条1項）。

○補償の実施など

権利承継後には、適切に補償を行うことが必要ですが、職務発明を権利化しない場合等にも補償をする義務が法定化されていることが特徴的です（法16条）。また、補償に関する従業員及び使用者の異見調整等のため、使用者等と従業員等をそれぞれ代表する同数の委員で構成される職務発明審議委員会に関する規定があります（法17条）。同委員会について、従業員は異見がある場合に設置を要求でき、その場合には職務発明関連分野の専門家である諮問委員を1名以上含む委員会を設置する義務が使用者に生じ（法18条）、これに違反した場合には1千万ウォン以下の過料が賦課されます（法60条）。

韓国でこのような制度が成立している背景としては、韓国では雇用事情が厳しいことや上位者を尊重する儒教思想の影響などから、一般に使用者側の立場が強く、労働者の保護が不十分という指摘がなされていたことがあります。現行制度はそのような問題意識に基づいて議員立法により成立したものです。労働者保護のためとはいえ、制度上はより企業側に厳しいものになっているため、各企業には制度に即したきめ細かい対応が求められています。

7 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされている一次審査未着手件数の削減に取り組む一方で、発明専利加速審査作業方案（AEP）や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国及び米国との間で特許審査ハイウェイを実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。本節では、台湾における産業財産権をめぐる動向や台湾智慧財産局（TIPO）の取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、日本から台湾への特許出願件数についても、2014年には11,945件と、日本から海外への出願では五大特許庁に次ぐ規模となっている。また、台湾における国籍別出願件数を見ると、外国籍では、日本からの出願が最も多い（台湾が同年に受理した特許出願総件数46,378件の25.8%に相当）。この状況下、2012年4月には、（公財）交流協会と亜東関係協会との間で、民間覚書である「特許審査手続分野における相互協力に関する覚書」が署名されたことを受け、2012年5月より日台特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始した。2013年11月には、同協会間で、同じく民間覚書である「優先権書類の交換分野の相互協力のための了解覚書」が署名されたことを受け、2013年12月より日台間で特許・実用新案登録出願に関する優先権書類の電子的交換を開始した。さらに、2014年11月に、同協会間で、民間覚書である「日台特許手続微生物寄託覚書」が署名されたことを受け、現在、特許手続における微生物寄託の相互承認に向け作業を行っている¹。

(2) 中国との関係（兩岸関係）

2010年に発効した「海峽兩岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。優先権の相互承認については、2014年第4四半期までに、専利21,447件、商標227件

の台湾の優先権主張が中国で受理され、専利13,586件、商標337件の中国の優先権主張が台湾で受理されている。

そのほか、2014年7月に、第9回兩岸商標フォーラムが開催され、台湾側からは智慧財産法院や民間企業及びTIPO等から46名が、中国側からは工商総局や商標局、中華標協会及びその会員等100名あまりが参加し、中国で2014年5月1日から施行された新商標法と実施条例をメインテーマに交流を行った。また、2014年10月には、第7回兩岸専利フォーラムが開催され、TIPOの王美花局長、中国国家知識産権局（SIPO）の何志敏副局長をはじめ、兩岸の産学官各界から200名以上が出席する中、専利審査協力、専利司法救済実務、専利師²の互惠協力等について意見交換が行われた。

(3) 近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊（2014年1月に刑事警察大隊に組織変更）の発足、2008年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

① 知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2015年に策定された「知的

1. 我が国特許庁としては、交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台 PPH 試行プログラム及び日台特許等優先権書類電子的交換を実施。

2. 日本の弁理士に相当。ただし、商標は扱わない。

財産権の保護貫徹行動計画（2015-2017年）」に基づき、知財政策及び法規の健全化、模倣品・海賊版の取締りの強化、教育宣伝の強化、国際及び兩岸の協力強化等、7大目標を掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

②国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、(i)高付加価値化された専利の運用創造、(ii)文化コンテンツ利用の強化、(iii)卓越した農業価値の創造、(iv)学界における知的財産流通の活性化、(v)知的財産権の流通及び保護体制の実施、(vi)質、量共に十分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

(4)TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、台湾經濟部の外局である。

①清理専利積案計画（専利滞貨クリーンアップ計画）

TIPOでは、一次審査通知までの期間の増加が大きな問題となっており、台湾行政院において承認された「清理専利積案計画（専利滞貨クリーンアップ計画）」に従って、一次審査未着手件数の解消をするために、任期付審査官の採用、検索外注機関である(財)専利検索中心の設立（2012年5月）等の取組を実

施している。この結果、一次審査未着手件数は2012年以降減少に転じ、2012年には15万件以上あった同件数は、2014年末には、100,041件となり、急速に減少している。また、特許審査終結件数は、2012年には52,425件、2014年には70,206件（2012年比33.91%増）と、近年増加し続けている。

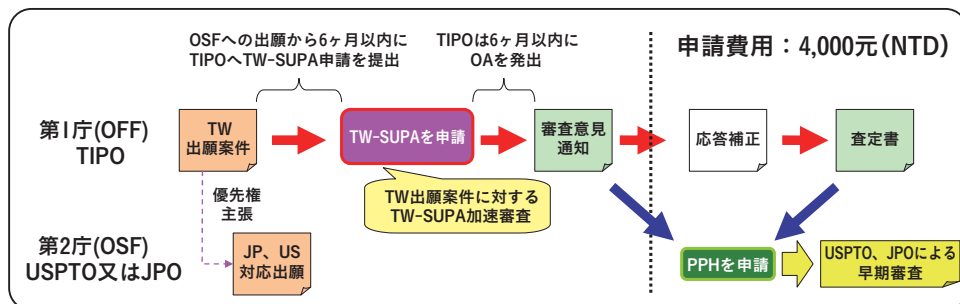
②早期権利付与に向けた取組

TIPOでは、2009年に開始した「発明専利加速審査作業方案（AEP）」に基づき、「加速審査」と呼ばれる早期審査を実施している。この制度では、出願人の請求から原則として6か月又は9か月以内に審査結果の通知書を発行する制度となっている。

また、PPHについては、2011年9月に台米PPH試行プログラムを開始し、2013年には正式に施行された。我が国との間でも、2012年5月より日台PPH試行プログラムを開始しており、2014年5月には更に3年間の試行延長及びPPH MOTTAINAIの導入を行った。

さらに、2012年3月より、「TW-SUPA（TW-Support Using the PPH Agreement）方案」を実施している。これは、TIPO（第一庁）に出願後、同一発明をPPH実施庁（第二庁）に出願した場合に、同方案を利用することによって、TIPOにおいて審査結果を6か月以内に得ることができる。台湾における審査期間が大幅に短縮されるとともに、その後、第二庁においてPPHを利用することによって、権利を迅速に取得することが可能となった。

3-1-22 図 TW-SUPA の概要



③制度改正の動向

2011年にユーザーの要望を多く取り込んだ専利法改正（2013年1月1日施行）及び商標法改正（2012年7月1日施行）が行われ、数年ぶりの大規模改正となった。この専利法改正については、一部内容を変更する法改正が行われ、2013年6月13日に施行されている。また、2013年1月には営業秘密法が、2014年5月には智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法が改正され、営業秘密の保護が強化された。今後の法改正の動向としては、専利師法の改正が予定されており、専利師の受託できる業務範囲や職前訓練等、実務的事項が改正される見込みである。

a. 専利法改正

ア) 2013年1月1日施行

主な改正内容は以下のとおりである。

- ・新規性喪失の例外事項として、刊行物発表を追加。
- ・故意でなく出願時の優先権主張をしなかった場合、納付期限内に専利証書費又は年金を納めなかったため失権した場合に、その権利回復を申請するメカニズムの新設。
- ・特許請求の範囲と要約の明細書からの独立。
- ・出願人による自発補正の時期的制限を緩和し、特許出願の初審における特許査定後30日以内に自願分割できるよう緩和。
- ・専利権の効力が及ばない事項について改正。例えば、非商用目的の非公開行為、台湾内外の薬物市場での販売許可の取得を目的とする研究試験、国際消尽原則の明確な採用等。
- ・医薬品又は農薬の専利権の期間延長に関する規定を改正。
- ・強制実施権の理由、手続及び補償金査定の規定を改正。
- ・開発途上国及び後発開発途上国（LDC）の公衆衛生問題のために、薬品の製造と輸入の強制実施を可能とした。
- ・専利の無効審判制度を改正。例えば、職権による審査の排除、一部請求項に対する無効審判請求を可能とした（無効審判と訂正審判の合併審判・合併査定等）。

- ・専利権侵害の主観要件を明確に定義し、損害賠償の計算方式、専利（登録番号の）表示の規定を改正。
- ・同一出願人による特許と実用新案の同日出願に関する規定を新設。TIPOが特許可能と認めた場合に、出願人にいずれかの権利を選択させ、出願人が特許を選んだ際に、実用新案はなかったものとみなす。
- ・部分意匠、アイコンとグラフィカルユーザーインターフェースの意匠、組物意匠を解禁し、関連意匠制度を新設。

イ) 2013年6月13日施行

- ・2013年1月1日施行の改正専利法では、特許及び実用新案の同一人による同日出願について、出願人が特許権を選択した場合に、実用新案登録は出願されなかったものとして取り扱われていたが、本改正により特許の公告日から消滅に変更。
- ・2013年1月1日施行の改正専利法施行で削除された、懲罰性損害賠償規定（3倍）を復活。
- ・実用新案技術報告書の提示を警告時の条件として規定。

ウ) 水際保護に係る条文新設（2014年1月に立法院通過）

- ・裁判所に仮処分を申請することなく、税関へ書面をもって侵害の事実を説明し、担保金を支払うことで差押えを可能とする。

b. 商標法改正（2012年7月1日施行）

主な改正内容は以下のとおりである。

- ・商標登録の保護客体を拡大。例えば匂い、動きやホログラムなどの新しい商標。
- ・「商標の使用」の態様について明文化。
- ・登録料の二期分納制度を廃止。
- ・商標の不当な併存登録の回避規定。
- ・故意でない納付期限徒過について回復規定を新設。
- ・消費者に誤認・混同を引き起こすおそれがある場合、使用事実の立証規定を新設。
- ・「損害賠償」は侵害行為者に主観上の故意・

過失があることを必要とする。

- ・著名商標の識別性又は信用・名誉毀損のおそれの「可能性」だけで権利侵害行為とみなす。
- ・他人の「登録商標」を自己の会社名称等にすることを侵害とする。
- ・税関の職権による押収の法的根拠の明確化。
- ・産地証明標章、産地団体商標などを明確化、証明標章権の直接・間接侵害の刑事罰規定を新設。

c. 営業秘密法改正（2013年2月1日施行）

- ・刑事罰の追加：最大5年の懲役、5,000万台湾ドル（約1.5億円）の罰金など厳罰化。
- ・域外加重規定：営業秘密の台湾外への持ち出しに対し、罰則を加重し非親告罪とした。
- ・刑事罰の両罰規定：法人の代表者又は従業員が、業務の遂行によって刑事責任を負う場合、法人に対しても罰金を課す。
- ・違反防止行為者の保護：両罰規定は存在す

るものの、法人等が違反行為防止措置を実施していれば、処分対象より除外する。

d. 智慧財産案件審理法及び智慧財産法院組織法改正（2014年5月に立法院通過）

ア) 智慧財産案件審理法¹

- ・当事者が営業秘密を侵害されたと主張しまたは侵害のおそれがあるとの事実を釈明し、相手方がそれを否認するときは、相手方は期限を定めて否認の理由を答弁するよう命じられる。相手方が正当な理由無く期限内に答弁しなかったまたは答弁が具体的でなかった場合、事情を参酌して当事者が釈明済みの内容を真実と認めることができる。
- ・営業秘密法違反の刑事事件も智慧財産法院が管轄する。

イ) 智慧財産法院組織法

- ・営業秘密法違反の刑事事件も智慧財産法院の管轄になったことによる改正。

1. 知的財産訴訟手続きを規定する法律であり、刑事、民事及び行政訴訟の起訴、上告及び抗告についての管轄法院などを規定している。

Column 32

両岸間における協力処理メカニズム

台湾と中国との間の関係（兩岸関係）が、特に経済面において強まる中、2010年、兩岸間において兩岸経済協力枠組協定（ECFA）と同日に「海峡兩岸知的財産権保護協力協議」が締結されました。そして、その中の一項目において、兩岸双方は協力処理メカニズムを構築することとされました。

このメカニズムは、海賊版・模倣品対策、商標の先取り行為など、兩岸間において発生した知財保護に関する問題に対して、兩岸間において相互に情報提供を行い、かつ、それに対する処理結果の通知を行うというものです。

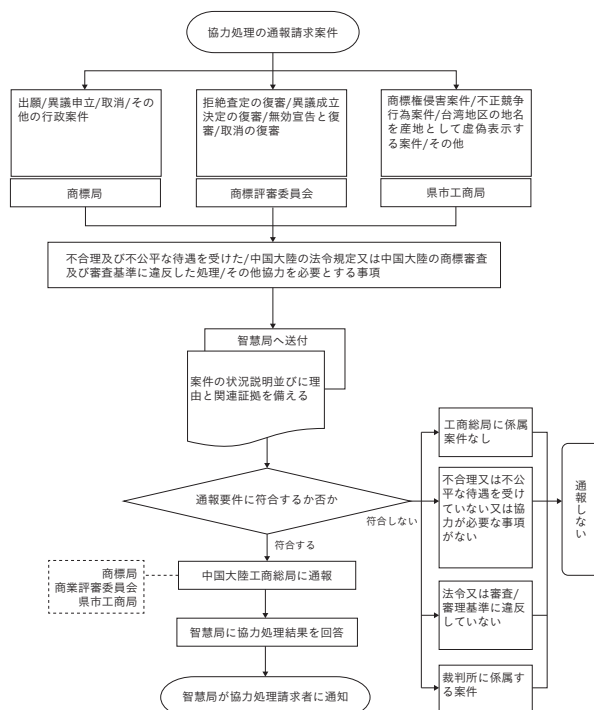
対象となる案件は、権利取得手続、審判手続など行政手続の下にある案件であって、法令などに違反する、あるいは、不合理かつ不公平な待遇を受けたと認められるものです。即ち、訴訟など司法手続の下にある案件は対象となりません。

台湾側からの協力要請を行うことができるのは、台湾の政府機関、法人、団体、個、および、中国大陸の台湾資本企業であり、それらの機関等が台湾智慧財産局に申請を行うことにより手続が開始されます。

なお、当処理メカニズムは、双方の知財保護に係る問題を話し合いにより効果的に解決することを目的とするものです。そのため、一方の判断結果に対し他方が干渉するものではないとされています。 — — — —

この協力処理メカニズムを利用して、2015年1月までに、台湾側からは、613件が申請され、このうち、協力処理が完了した案件は377件、係属中の案件が97件となっています。この処理によって、台湾における著名商標について、中国での悪意ある先取り商標が取り消された事例など、顕著な成果が生まれております。

この様な、知的財産の保護を強化するメカニズムの構築によって、両岸間における経済交流は、今後ますます発展していくものと考えられます。



両岸協力処理メカニズム 手順のフロー（商標の場合）

8 インドにおける動向

インドは、近年、知的財産制度の強化に向けた取組を進めており、2014年12月には、国家知的財産権政策の草案を発表した。他方で、インドでは、2012年3月に、ドイツの製薬メーカーが所有するがん治療薬の特許に対して、現行法下で初となる強制実施権が設定されている。

ここでは、インドと我が国の関係、近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局の取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

インドは、BRICSの一角として、近年、急速に経済成長しており、我が国からの企業進出も拡大している。そのような中、両国間の経済関係の強化のために、2011年8月には、日インド包括的経済連携協定（JICEPA）が締結された。また、インドは、日本と共に、2012年11月に交渉が立ち上げられた東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の参加国でもある。

知的財産の分野においても、インド特許意匠商標総局（CGPDTM）における審査官増員等の取組を支援するため、我が国特許庁は、日本開催研修への審査官の受入れやインドへの講師派遣による人材育成等を通じ、積極的に協力をしている。また、2010年度から国際審査官協議を開始しており、2014年1月には、我が国特許庁の特許審査官をデリーに派遣した。さらに、2013年度から、インド特許審査官に対して国際調査機関・国際予備審査機関としての審査実務に関する研修を実施しており、2015年1月には2名の講師をデリーに派遣した。

(2) 近年の知的財産政策の動向

インドの知的財産制度は、1995年の世界貿易機関（WTO）への加盟以来、数度の法改正がなされるなど、整備が進められてきた。2005年に施行された改正特許法により、物質特許制度が導入され、医薬品関連発明に対して特許が与えられるようになった。

インド政府は、2014年9月に、インドにおける製造業を振興する“Make in India”イニシアチブを打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進している。同年12月に発表された国家知的財産権政策の草案では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、実用新案及び営業秘密を保護する法律の制定、知的財産審判委員会（IPAB：Intellectual Property Appellate Board）¹の地域支部の創設、高等裁判所の特許専門法廷の設置など、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

2012年3月には、現行法下で初となる強制実施権²が発動された。同事案では、ドイツ製薬メーカーが持つがん治療薬の特許について、2011年7月、インドのジェネリック医薬品製造企業が強制実施権の発動を申請した。この申請に対し、インド特許意匠商標総局は、強制実施権の発動要件を規定したインド特許法第84条に基づき、一定の条件の下で当該特許の利用を許可した³。同決定に対して、2012年5月、特許権者であるドイツ製薬企業は、IPABに不服の申立てをするとともに、不服申立ての結果が出るまでの強制実施権の暫定的な停止を求める請求を行ったが、IPABは、2012年9月に暫定停止請求、また2013年3月に不服申立てをそれぞれ却下した⁴。IPABの決定を不服として、当該

1. インド特許意匠商標総局の上級官庁にあたるインド産業政策推進局（DIPP）の傘下に2003年に設置された専門機関。

2. 一定の要件が満たされた場合に、行政庁等の裁定によって、他人の特許発明等を、その特許権者等の同意を得ることなく、あるいは意に反して、第三者が実施することができる権利。強制実施権はパリ条約やTRIPS協定で認められたものであるが、強制実施権が認められる要件は各国で異なる。なお、我が国において強制実施権が設定された事例はない。

3. インド特許意匠商標総局の決定：http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/precedent_201203_jp.pdf

4. 暫定停止請求の却下：http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/pdf/compulsory_jp.pdf
不服申立ての却下：http://www.ipabindia.in/Pdfs/Order-45-2013.pdf

ドイツ製薬企業はムンバイ高裁に出訴したが、ムンバイ高裁は2014年7月に同企業の請求を棄却した。その後、最高裁に対する上告がなされたものの、同年12月に却下された。

一方、2013年3月、別のインドのジェネリック医薬品企業が、米国企業が持つ慢性骨髄性白血病治療薬に関する特許について、強制実施権の発動を申請していたが、この件に関しては、2013年10月、インド特許意匠商標総局が棄却する決定を下している。

また、2013年4月には、インド最高裁が、医薬品の特許権付与に一定の制限を規定した特許法第3条(d)に対して、同機関として初めて解釈を示した。本件では、スイス企業のがん治療薬に関する特許出願について、特許すべきでないとの判断が下されている。

(3) インド特許意匠商標総局の取組

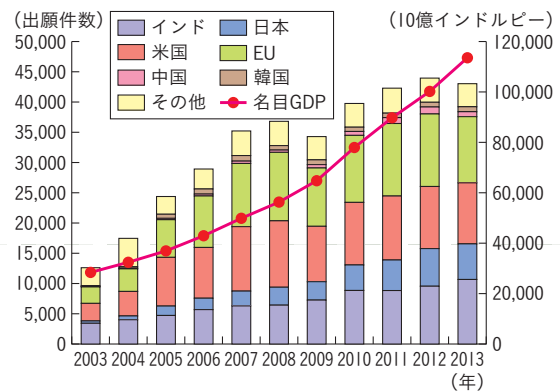
インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており、審査順番待ち件数の増大が課題となっている。インド特許意匠商標総局は、審査官を大量増員す

るなど、審査処理促進に向けた取組を進めている。また、インド特許意匠商標総局は、電子出願受付及び公報検索サービス導入、特許審査の進捗公開等の電子化及びインターネット上での情報開示を進めている。

インド特許意匠商標総局は、2013年7月にマドリッド協定議定書に基づく商標出願の受理を開始した。また、同年10月には、国際調査機関・国際予備審査機関として運用を開始している。

3-1-23 図

インドにおける特許出願件数と GDP の推移



(資料) 特許出願件数：WIPO Industrial Property Statistics、
名目 GDP：IMF- World Economic Outline (2014 年 10 月) を基に特許庁作成

Column 33

インドにおける知財訴訟の現状

新興国での知財保護の重要性が高まる中、インドにおける知的財産の保護の実態、とりわけ知財訴訟に対する日本産業界の関心も高まっています。しかしながら、一部の裁判所では訴訟案件リストや判決などをウェブサイトで公表しているものの、知財訴訟件数などをまとめた公式な統計情報は公表されていません。

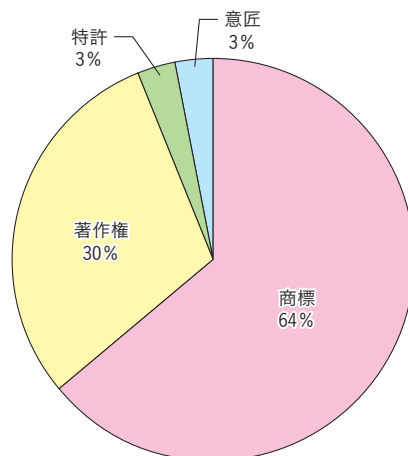
また、インドの知財民事訴訟には、我が国とは異なる固有の制度も存在します。その一つとして挙げられるのが、一部の高等裁判所が一審管轄を有することです。このため、専門家からは、「インドの知財民事訴訟の約7割がデリー高等裁判所で行われる」といったことも言われています。

そこで、2013年3月から2014年8月までのデータを対象に、デリー高等裁判所とムンバイ高等裁判所の訴訟案件リストから、知財民事事件を抽出し、原告や被告の国籍や訴訟期間などについて調査が行われ、JETRO インドのウェブサイト¹に公表。

これまでの分析から、以下の事が判明しています。

- 1) 知財民事訴訟の55%は1年以内に、76%は3年以内に結審すること。
- 2) デリー高等裁判所とムンバイ高等裁判所の知財民事訴訟件数の比は約3：1となっていること。
- 3) 被告の答弁なしに一方的に仮差止めを認める「一方的差止め命令」が、デリー高等裁判所では、約7割の事件で認められるのに対し、ムンバイ高等裁判所ではその割合は約半分程度であること。
- 4) 原告における外国人の割合が、ムンバイ高裁は4%に過ぎないのに対し、デリー高等裁判所では、45%にも上っていること。

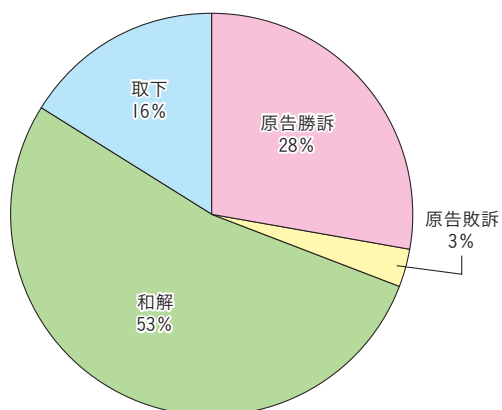
また、我が国は、インドでの知財訴訟において重要な役割を担っているデリー高等裁判所との協力を進めています。同裁判所判事を日本に招へいし、日本産業界向けセミナーを2012年以来3回開催したほか、同裁判所管轄内の地方裁判所判事向けの商標セミナーを、同裁判所と協力の上、2014年2月、2015年3月に開催しています。



新受案件権利別内訳

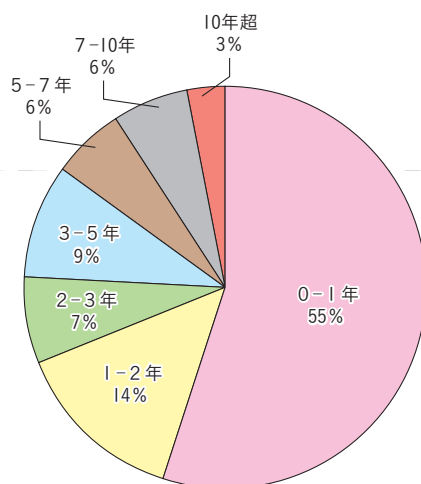
元データ：デリー高裁、ムンバイ高裁（2013年3月-2014年8月）

1. <http://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/>



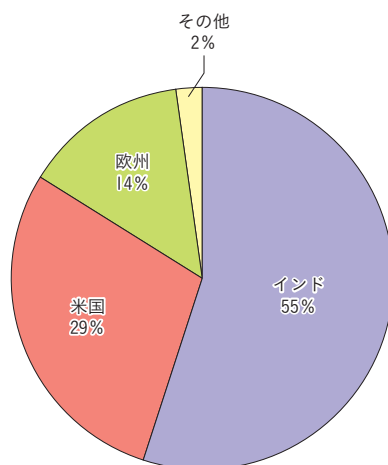
終局案件結果別内訳

元データ：デリー高裁、ムンバイ高裁（2013年3月-2014年8月）



訴訟期間

元データ：デリー高裁、ムンバイ高裁（2013年3月-2014年8月）



原告国籍別内訳（デリー高裁）

元データ：デリー高裁（2013年3月-2014年8月）

9 ロシアにおける動向

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関（WTO）加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国となった。知的財産の分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、従来非居住者向け料金の方が高く設定されていたが、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

ロシアは、2008年1月に知的財産関連法の大幅な改正を行い、特許法を始めとする多くの知的財産関連法を民法典第四部¹に一本化した。その後、同国は関連規定の整備などを進めており、連邦知的財産局（ロシア特許庁）は、2010年にEPOとの制度近似化プロジェクトを行い、審査ガイドライン（Examination Guideline）を作成した。2014年10月には、実用新案の実体審査の導入と世界公知の採

用、意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開始した。知的財産関連の訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審と破毀審（第3審）としての役割を果たしている。

我が国特許庁は、ロシア特許庁と2009年5月からPPHを開始し、2013年6月からはPCT-PPHの試行を開始している。2010年6月からは国際審査官協議も開始した。

また、CIS8か国²が加盟するユーラシア特許庁との間では、2013年2月、通常PPH及びPCT-PPHを開始した。本制度を利用することで、CIS8か国で有効な広域特許を早期に取得することが可能となる。2013年1月からは国際審査官協議も開始した。

10 ブラジルにおける動向

ブラジルでは、特許審査着手が出願日順に行われるが、一次審査通知までの期間が審査が早い分野でも9年³と、審査の遅延が課題となっており、ブラジル産業財産庁（INPI）は、各種施策を実行している。一例として、2012年時点で240名であった特許審査官を、2015年には700名まで増員することを計画している。また、手続の電子化を進めており、商標については、2007年から電子出願の受付を開始しており、特許についても2013年3月から電子出願の受付を開始した。また、将来的なマドリッド協定議定書の加盟を目指して、18か月以内の審査終了という目標を掲げて、商標出願の審査処理の迅速化にも取り組んでいる。

INPIは、2007年10月に開催されたWIPO加盟国総会において国際調査機関・国際予備審査機関として承認され、2009年8月から国際調査・国際予備審査業務を開始した。同庁は中南米諸国の中小規模特許庁と特許審査などで協力を進めるプラットフォーム「産業財産における地域協力システム⁴（PROSUR）」の構築を提案するなど、同地域における特許庁間の協力強化を進めている。2012年には、アルゼンチン特許庁と共に、PROSUR内でパテントファミリーの審査結果等の情報を共有するためのシステム「e-PEC」を開発し、2012年7月からテスト運用を開始している。

ブラジル産業財産権法によれば、医薬用の製品及び方法に関する特許の付与には、国家

1. 民法典第四部和訳： http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf

民法典第四部英訳： http://www.rupto.ru/rupto/nfile/3b05468f-4b25-11e1-36f8-9c8e9921fb2c/Civil_Code.pdf

2. ロシア、カザフスタン、キルギス、トルクメニスタン、タジキスタン、ベラルーシ、アゼルバイジャン、アルメニアの8か国

3. 平成26年度特許産業財産権制度各国比較調査研究等事業「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書」（平成27年3月）

4. PROSUR：2008年に設立された南米9か国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ）による審査協力等を中心とした知的財産協力の枠組み。

衛生監督庁（ANVISA）の事前同意が必要である。従来、INPIで審査が行われた後にANVISAで特許出願の審査が行われていたが、2012年に手続が変更され、ANVISAでの審査の後にINPIでの特許出願の審査が実施されることになった。

我が国との関係においては、2010年4月に、我が国特許庁とINPIが協力覚書に署名しており、この協力覚書に基づき、人材育成分野等での協力を進めている。国際審査官協議を2012年から開始しており、2013年には、INPIの特許審査官2名を受け入れた。また、2014年9月には、ANVISAと初めて

長官級会談を行い、互いの審査に関する理解を深めるべく、両庁間の協力を進めていくことにつき認識を共有した。

また、2009年より、我が国とブラジルの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日伯貿易投資促進合同委員会¹が年1回の頻度で開催されており、知的財産分野においても協議が行われている。2014年9月における会合では、INPIによる特許審査の迅速化、ANVISAにおける医薬品発明の審査等につき意見交換を行った。

11 その他の地域（中南米、中東諸国、アフリカ）における動向

(1) 中南米

中南米諸国の知的財産庁は、互いに近隣知的財産庁との連携を深めている。具体的な先行技術文献サーチ・審査協力のための枠組みとして、中米諸国²には「中米諸国並びにドミニカ共和国向け特許出願検索管理サポートシステム（CADOPAT）」、南米諸国には産業財産における地域協力システム（PROSUR）によるウェブプラットフォーム「e-PEC」が設けられている。

メキシコは、2013年2月にマドリッド協定議定書に加盟した。我が国との関係では、2011年7月から特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行した。また、我が国特許庁とメキシコ産業財産庁（IMPI）とは2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。国際審査官協議を2012年から開始しており、2015年2月には、IMPIの特許審査官2名を受け入れた。

コロンビアは、2012年5月にマドリッド協定議定書に加盟した。また、我が国との間で2012年12月からEPA交渉を行ってお

り、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。我が国特許庁との関係においては、2014年8月に協力覚書に署名しており、知的財産制度・運用に関する情報交換や専門家派遣などの協力を進めている。また同年9月にPPHの試行を開始した。

(2) 中東諸国

中東地域はアジアとヨーロッパをつなぐ貿易の中継点として重要な役割を果たしていると同時に、模倣品の流通経路となっているとの指摘もなされている。これに対し、我が国は、ドバイ税関職員に対し我が国企業から真贋判定に関するセミナーを実施するなど、模倣品取締りに向けた協力をを行っている。湾岸諸国（バーレーン、オマーン、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタール）においては、1998年より広域特許庁としての湾岸協力会議（GCC）特許庁が設けられている。

イスラエルは、2009年のWIPO加盟国総会において国際調査機関として承認され、2012年6月から業務を開始した。また、我が国とのPPH試行を2012年3月から開始

1. 2013年に「日伯貿易投資促進産業協力合同委員会」として改組された。

2. コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ニカラグア、ドミニカ共和国、キューバ、エクアドル、コロンビア（2014年時点）

したが、2013年3月に対象を拡大し、PCT-PPHが可能となった。なお、2010年9月には、イスラエルにおいてマドリッド協定議定書が発効している。

(3) アフリカ

アフリカにはARIPO（主に英語圏の国々¹が加盟）、OAPI（主にフランス語圏の国々²が加盟）という二つの広域特許庁が存在する。我が国もWIPOと協力してこれらの広域特許庁を始めアフリカ諸国の知的財産庁の能力向上を支援している（第2部第1章4.（5）参照）。2009年9月にはエジプトにおいてマドリッド協定議定書が発効した。また、エ

ジプトは2013年4月、国際調査機関としての業務を開始した。モロッコ、チュニジアなどの北アフリカ地域は歴史的にヨーロッパとの結び付きが強く、知的財産分野においても、EPOと強いつながりがある。2010年、EPOで付与された欧州特許をモロッコで認証（権利化）することに合意がなされ、2015年3月に発効した。2011年には、チュニジアとの間でも欧州特許の認証（権利化）に向けた関係強化に合意がなされている。南アフリカでは2011年5月、企業知的財産登録庁（CIPRO）と企業知的財産監督庁（OCIPE）が合併し、企業知的財産委員会（CIPC）が設立された。

1. ARIPO(African Regional Intellectual Property Organization、アフリカ広域知的財産機関) 加盟国：ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、リベリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ
2. OAPI(Organisation Africaine de la Propriete Intellectuelle、アフリカ知的財産機関) 加盟国：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ、コモロ